

本要求水準書は、平成15年4月21日の公表後、質問・回答等を踏まえ修正したものです。

尼崎の森中央緑地
スポーツ健康増進施設整備事業

要求水準書

平成15年8月4日

兵 庫 県

- 目 次 -

第1 総則	1
1 施設の設置目的	1
2 本「要求水準書」の位置付けについて	2
3 建設、維持管理及び運営サービスの性能規定について	2
(1) 施設の設計・建設	2
(2) 施設維持管理計画及び運営計画	2
(3) 創意工夫の発揮について	2
(4) 大規模修繕について	3
4 施設構成及び整備スケジュール	3
(1) 施設構成	3
(2) 整備段階及びスケジュール	4
5 用語等	4
第2 施設の設計及び建設に係る要求水準	5
1 一般的事項	5
(1) 事業者の業務範囲	5
2 施設全体に係る事項	5
(1) 敷地条件	5
(2) 遵守すべき法制度等	7
(3) 適用基準	7
(4) 施設の配置及び動線計画	8
(5) 環境への配慮	10
(6) 防災安全計画	10
(7) 建設工事	10
3 施設等の機能及び性能等に関する事項	11
4 設備の機能及び性能に関する事項	22
(1) 電気設備	22
(2) 空調換気設備	24
(3) 給排水衛生設備	25
(4) 防災設備	26
5 備品等	27
6 施設の設計業務	27
(1) 本施設の設計業務	27
(2) 手続書類の提出	27
(3) 設計図書の提出	28
7 施設の建設業務	28
(1) 基本的な考え方	28
(2) 着工前業務	28
(3) 建設期間中業務	28

8	工事監理業務	29
(1)	工事監理業務	29
(2)	竣工後業務	29
9	国庫補助金等申請書作成補助業務	29
第3	施設の維持管理に係る要求水準	30
1	総則	30
(1)	業務の目的	30
(2)	業務の区分	30
(3)	業務の対象範囲	30
(4)	業務実施の基本方針	30
(5)	施設の開館時間等	31
(6)	総括責任者及び業務管理者	31
(7)	業務担当者	31
(8)	業務計画書	31
(9)	業務報告書	32
(10)	用語	32
(11)	大会開催時の維持管理業務について	32
2	建築物保守管理業務	33
(1)	業務の目的	33
(2)	業務の対象範囲	33
(3)	要求水準	33
3	建築設備保守管理業務	33
(1)	業務の目的	33
(2)	要求水準	33
4	備品等保守管理業務	34
(1)	備品等の管理	34
(2)	備品台帳の整備	34
5	屋外施設保守管理業務	34
(1)	業務の目的	34
(2)	要求水準	34
6	清掃業務	35
(1)	業務の目的	35
(2)	業務内容	35
(3)	要求水準	35
7	植栽維持管理業務	36
(1)	業務の目的	36
(2)	業務の対象範囲	36
(3)	要求水準	36
8	警備業務	37
(1)	業務の目的	37
(2)	業務の対象範囲	37

(3) 要求水準	37
9 環境衛生管理業務（一般諸室）	38
(1) 業務の目的	38
(2) 業務内容・要求水準	38
10 環境衛生管理業務（プール室等）	39
(1) 業務の目的	39
(2) 業務内容・要求水準	39
11 環境衛生管理業務（アイススケートリンク等）	40
(1) 業務の目的	40
(2) 業務内容・要求水準	40
12 修繕業務	40
(1) 業務の目的	40
(2) 業務の対象範囲	41
(3) 修繕に係る確認	41
(4) 修繕に係る書面提出	41
(5) 大規模修繕等に係る提案	41
13 駐車場管理業務	41
(1) 業務の目的	41
(2) 要求水準	41
 第4 施設の運営に係る要求水準	 41
1 総則	41
(1) 業務の目的	41
(2) 業務の区分	42
(3) 業務実施の基本方針	42
(4) 総括責任者及び業務責任者	42
(5) 業務担当者	42
(6) 施設使用規則	42
(7) 業務計画書	42
(8) 業務報告書	43
(9) 大会開催時の運営業務について	43
2 施設の開館日、開館時間等	43
(1) 運営開始日	43
(2) 開館日	44
(3) 施設の開館時間等	44
3 施設使用料等	44
(1) 施設使用料の設定	44
(2) 施設使用料等の変更	45
(3) 国体及び全国障害者スポーツ大会利用時の施設使用料	45
(4) 国体及び全国障害者スポーツ大会以外の大会利用時の施設使用料	45
4 プール施設運営業務	45
(1) 利用受付業務	45

(2) 使用料金徴収業務	45
(3) 利用受付関連業務	45
(4) 監視業務	45
(5) 水質等の環境測定業務	46
(6) 運動プログラム作成、運動指導、スポーツ教室等の運営業務	47
(7) その他の業務	47
5 アイススケートリンク施設運営業務	47
(1) 利用受付業務	47
(2) 使用料金徴収業務	47
(3) 運動プログラム作成、運動指導、スポーツ教室等の運営業務	48
(4) その他の業務	48
6 健康増進施設（屋内）運営業務	48
(1) 利用受付業務	48
(2) 使用料金徴収業務	48
(3) 運動プログラム作成、運動指導、スポーツ教室等の運営業務	48
(4) その他の業務	48
7 健康増進施設（屋外）運営業務	49
(1) 利用受付業務	49
(2) 使用料金徴収業務	49
(3) 運動プログラム作成、運動指導、スポーツ教室等の運営業務	49
(4) その他の業務	49
8 付帯業務	49
(1) 利用者輸送車両の運営	49
(2) 駐車場の運営	49
9 その他の業務	50
(1) 急病等への対応	50
(2) 災害時の対応	50
(3) 利用者ニーズの反映	50
別紙1 個々施設の供用時期・役割分担等	51
別紙2 備品リスト	54
別紙3 実施設計完了時の提出図書類	60
別紙4 工事着手時の提出図書類	61
別紙5 建設期間中の提出図書類	62
別紙6 竣工に伴う提出図書類	63
別紙7 本事業において想定される大規模修繕（例示）	64
別紙8 プール施設等使用料金	65
別添資料（位置図、位置図）	70

第1 総則

1 施設の設置目的

兵庫県(以下「県」という)では、「尼崎21世紀の森構想」の中で「健康・文化の森」として位置付けられている「尼崎の森中央緑地」(都市公園)内の北側において、県民の健康増進、県内における水泳競技の振興を目的としたプール施設を整備する。また、県民の健康の一層の増進、人の交流、地域の活性化、コミュニティの形成、子育て支援などを図るため、屋外・屋内健康増進施設(以下「健康増進施設」という。)を併せて整備する。

なお、プール施設については、2006年に開催される「のじぎく兵庫国体」及び「全国障害者スポーツ大会」の水泳競技会場としての利用も予定している。

また、本地域は、「尼崎21世紀の森構想」が策定されており「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマとしたまちづくりが進められている。

本緑地は、森構想のパイロットプロジェクトとして、先行的に都市公園として整備に取り組んでいる「拠点地区」の森であり、緑地北側の「健康・文化の森」は豊かな自然環境の中で、文化教養活動、レクリエーション、スポーツを通じた健康づくりなど、人々が楽しく遊び、ふれあうことのできる交流の森づくりを行うこととされている。

本「プール施設」及び「健康増進施設」は、「健康・文化の森」の中核施設として整備するものである。

尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業(以下「本事業」という。)は、より質の高い公共サービスの提供を図るため、施設の設計、建設、維持管理及び運営をPFI事業として実施するものである。

施設の設計等にあたっては、森構想を十分踏まえ、環境に配慮するとともに、交流の森として、人の交流、地域の活性化等にも寄与するものとして提案すること。

また、施設の整備及び維持管理運営は、以下のコンセプトに基づき行うものとする。

- 1) 広く県民の健康運動の場として水泳を中心とした施設づくり
 - (1) 県民ニーズの高い水泳を通し、健康づくりや心身のリフレッシュが図れる健康運動のための施設
 - (2) 高齢者をはじめ障害者も含め全ての人々が水泳及び水を利用し、体力づくり・生涯スポーツの場として利用できるとともに、幅広く交流できる施設
- 2) 県内における水泳及びアイススケート競技の中核となる施設づくり
 - (1) 水泳及びアイススケート競技者の本格的な練習や競技力向上などが図れる拠点施設
 - (2) 全国規模、全県規模の水泳及びアイススケート競技大会が開催できる施設
- 3) 通年利用可能な施設づくり
 - (1) 健康運動、各種スポーツが一年を通じ行える施設
 - (2) メインプール施設(50mプール)については冬季アイススケートリンクとして利用できる施設

4) 自然環境にやさしい施設づくり

太陽光等自然エネルギーの活用などグリーンエネルギーの導入や雨水の利活用などを図った施設

2 本「要求水準書」の位置付けについて

本「要求水準書」は、県が本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定にあたり入札参加者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものであり、本事業において整備する本施設の設計・建設業務及び維持管理・運營業務に関して県が要求するサービスの水準を示し、入札に参加する事業者の提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、県は本「要求水準書（案）」を元に作成する「要求水準書」の内容を、提案評価及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いる。

入札参加者は、本「要求水準書」に示されているサービス水準をみだす限りにおいて、自由に提案を行うことができるものとするが、その際には入札説明書等において示された諸条件を必ず遵守し、その内容についても十分留意して提案を行うこと。

3 建設、維持管理及び運営サービスの性能規定について

(1) 施設の設計・建設

「要求水準書」の施設に関する要求水準は原則として施設全体レベル及び機能空間レベルで県が要求する機能及び性能を規定するものであり、施設全体及び各機能空間の具体的仕様、並びにそれらを構成する個々の部位・部品・機器等の性能及び具体的仕様（以下、「具体的仕様等」という。）については、入札参加者がその具体的仕様等を満たすような提案をおこなうものとする。（例外については「(3) 創意工夫の発揮」を参照）

(2) 施設維持管理計画及び運営計画

「要求水準書」の施設維持管理サービス及び施設運営サービスに関する要求水準は、原則としてこれらに含まれる各種のサービスが達成すべき水準を規定するものであり、個々のサービスの実施体制、作業頻度や方法の具体的仕様等については、入札参加者がその具体的仕様等を満たすような提案を行うものとする。（例外については「(3) 創意工夫の発揮」を参照）

(3) 創意工夫の発揮について

入札参加者は、「要求水準書」に示されたサービス水準を、効率的かつ合理的に満足するよう、積極的に創意工夫を発揮して提案を行うこと。具体的には、建築物のライフ

サイクルコストの削減、利便性の向上、効果的人員配置やデータの集中管理による保守管理サービスの効率化・合理化等が例として挙げられる。

また、1の設置目的を踏まえ、その実現のための提案を積極的に行うこと。

なお、本事業の目的やサービス水準の維持と矛盾しない限りにおいて、「要求水準書」に示されていない部分について、施設の利便性・快適性・安全性・効率性を向上させるような提案があれば、県はその具体性、コストの妥当性、公共的施設としての適性等に基づいてこれを適切に評価する。

また、「要求水準書」において、県が具体的仕様等を定めている部分についても、その仕様と同等あるいはそれ以上の性能を満たし、かつ本事業の目的や当該項目以外のサービス水準の維持と矛盾しないことを応募者が明確に示した場合に限り、県は代替的な仕様の提案も認めるものとする。

(4) 大規模修繕について

大規模修繕業務は本事業の範囲に含まず、県の負担により別途実施するものとする。これは、予防保全の考え方を重視し、施設設備の長寿命化を促進する観点から、事業期間内の大規模修繕を最大限抑制することを趣旨とした施設維持管理業務の提案を応募者に期待するものである。応募者は、本趣旨を踏まえた上で修繕業務の提案を行うこと。

4 施設構成及び整備スケジュール

(1) 施設構成

本施設は、都市公園施設であり「プール施設」及び「健康増進施設」で構成される。（別紙1参照）

プール施設

ア メインプール施設

メインプール（50m）室、採暖室、器具庫、スケートリンク備品庫、監視員室、選手控室、救護室、検査室、放送室、記録室、役員室、倉庫、貴賓室、貸靴室、観客席、便所

メインプール（50m）室は、夏季の水泳のほか、アイススケートリンクとして利用するものとする。

イ サブプール施設

サブプール（25m）室、採暖室、選手控室、器具庫、監視員室、観客席、便所

サブプール（25m）室は、通年水泳利用を行うものとする。

ウ 選手・利用者共用施設

更衣室・ロッカー室、多目的更衣室、シャワー室

エ 一般共用施設

エントランスホール、風除室、ギャラリー、便所、公衆電話、階段、通路、EV室

オ 管理施設

事務室、会議・研修室、多目的室

カ その他施設

冷凍機械室、設備機械室、氷上整備車庫、配管管廊など

健康増進施設（提案施設）

プール施設とあわせて整備することにより、一層の健康増進、利用促進が図られるもので、トレーニング室、温浴施設（気泡浴槽、サウナ等）のみでなく、施設利用者のためのレストラン、売店等の屋内施設、屋外のスポーツ健康運動施設を事業者の提案により整備する。プール施設の利用特性を補完しつつ、プール施設と一体となってより一層のにぎわいの形成や施設間や運営面での相乗効果のほか、人の交流、地域の活性化、コミュニティの形成、子育て支援なども考慮した施設を事業者の提案に期待するものである。

なお、提案施設は、都市公園法第2条第2項の「公園施設」に該当する運動施設及び便益施設とする。

運動施設とは、水泳プール、温水利用型健康運動施設、サッカー場、バスケットボール場、ゲートボール場、スケート場などである。また、便益施設とは、売店、飲食店、宿泊施設などである。

なお、上記施設は、平成18年5月までに必要なものと、その後概ね平成19年6月までに整備供用するものとに分類される。

(2) 整備段階及びスケジュール

ア 第1次施設整備 のじぎく国体及び全国障害者スポーツ大会対応 （プール施設及びプール施設と一体の健康増進施設）

- ・平成18年 5月 プール施設供用開始
- ・平成18年 6月 国体リハーサル大会の開催（予定）
- ・平成18年10月上旬 国体（競泳及びシンクロナイズドスイミング）
- ・平成18年10月中旬 全国障害者スポーツ大会

イ 第2次施設整備 その他施設

（建築基準法及び不動産登記法上プール施設と別棟の健康増進施設）

- ・平成18年5月～平成19年6月の範囲内で、事業者が提案し県の承認を得た期日に供用開始
健康増進施設として複数の施設がある場合は、供用開始日が複数回となることを妨げない。

5 用語等

- (1) 「本事業」とは、尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業をいう。
- (2) 「本施設」とは、本事業敷地内に整備される、プール施設及び健康増進施設の施設全

体をいう。

- (3) 「入札参加者」とは、本事業の「入札説明書」に従って入札に参加する個々の民間企業グループをいう。
- (4) 「事業者」とは、本事業を実施する民間企業をいう。
- (5) 「要求水準書」に記載のある床面積は、特に断りのない限り、壁芯算定によるものとする。

第2 施設の設計及び建設に係る要求水準

1 一般的事項

(1) 事業者の業務範囲

ア 施設の設計

事業者は、「要求水準書」に示された要求水準に沿って本施設の設計を行う。また次の外構施設については、本施設に含むものとする。

- ・本事業区域（概ね3ha）内の花壇、植栽
- ・本事業区域（概ね3ha）内の専用道路等
- ・施設の運営に必要な駐車場（国体等の各種大会時の臨時対応は除く）

なお、健康増進施設については、「尼崎21世紀の森構想」、特に、「健康・文化の森」にふさわしい施設とするとともに、プール施設及び本緑地全体の利用促進・活性化につながる施設とすること。

イ 施設の建設

事業者は、「要求水準書」に示された要求水準に沿って、以下に示す本施設の建設及びその関連業務を行う。

- (ア) 施設の建設業務
- (イ) 工事監理業務
- (ウ) 国庫補助金等申請図書作成補助業務

2 施設全体に係る事項

(1) 敷地条件

- | | | |
|--------|----------------------------|---|
| ア 所在地 | 兵庫県尼崎市扇町14-1外 | 別添資料《位置図》参照 |
| イ 敷地面積 | 本事業区域は、概ね3ha（第1工区＝約7haの内） | 別添資料《位置図》参照
（本事業区域（概ね3ha）については第1工区（約7ha）の範囲内で応募者が提案すること） |
| ウ 都市計画 | 市街化区域、工業専用地域、都市計画緑地（全体計画面積 | |

18.9ha)、尼崎臨海西部土地区画整理事業区域(全体面積77.8ha)、尼崎臨海西部拠点開発地区再開発地区計画区域

エ 建ぺい率 60%

オ 容積率 200%

カ 周辺インフラ整備

本施設用地周辺のインフラ整備の状況は、次表のとおりである。

	項目	内容	備考
(ア)	計画道路	北側 臨海幹線(都市計画道路:幅員30m) 東側 東扇町線(都市計画道路:幅員18m)	(H18年までに一部を除き整備完了予定)
(イ)	上水道	施設周辺の本管 北側 400(既設) 東側 200(計画)	
(ウ)	下水道 (汚水)	施設周辺の本管 北側 350(計画)	
(エ)	下水道 (雨水)	緑地内の排水管により排水	
(オ)	電気	東及び北側 高圧1条(計画)	
(カ)	都市ガス	東側 150低圧(計画) 東側 150中圧(計画)	
(キ)	余熱	必要な熱源として事業用地北側の民間企業からの熱(温水)供給が可能。	採用の可否は事業者の判断による。
(ク)	通信	東及び北側からN T T引き込みが可能である。(計画)	

備考1 (キ)余熱を除く本施設の工事範囲は、施設からの出入り点(2次側のみ)を基本とし、施設までの引き込みを含む。

備考2 余熱利用を検討する場合は、県へ申し出の後、民間企業と協議すること。なお、余熱引き込み工事は、事業者負担とする。

ク 敷地概要

(ア) 敷地のレベル

事業者は、本施設の建設のためにさらに測量が必要と判断した場合は、自らの責任において実施すること。

(イ) 敷地の造成レベル

周辺施設並びに道路(計画)のレベルに合わせることを前提とし、詳細なレベル設定については、入札参加者の提案による。

(ウ) 敷地の地質及び地盤

既往資料として以下のものがある。

- ・ 「尼崎臨海西部土地区画整理土質調査報告書」
- ・ 平成14年度地質調査報告書

事業者は、本施設の建設のためにさらに地質調査又は載加試験等が必要と判断した場合は、自らの責任において実施すること。

(2) 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、以下の関連施行令等を遵守すること。

ア 施設整備関係

- (ア) 都市公園法
- (イ) 兵庫県立都市公園条例
- (ウ) 建築基準法
- (エ) 兵庫県建築基準条例及び同法施行規則
- (オ) 都市計画法
- (カ) 駐車場法
- (キ) 電気事業法
- (ク) エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- (ケ) 水道法
- (コ) 下水道法
- (サ) 道路法

イ 災害防止及び環境保全関係

- (ア) 消防法
- (イ) 兵庫県火災予防条例
- (ウ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (エ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- (オ) 遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省通知）
- (カ) 環境の保全と創造に関する条例
- (キ) 水質汚濁防止法
- (ク) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ケ) 騒音規制法

ウ 福祉関係

- (ア) スポーツ振興法
- (イ) 高齢者・障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）
- (ウ) 兵庫県福祉のまちづくり条例(施設整備マニュアル)

エ 労働関係

労働安全衛生法

オ その他本事業に関連する法令等

(3) 適用基準

ア 施設の構造設計

施設の構造設計に当たっては、建築基準法による他、次の諸基準に準拠する。

- ・日本建築学会諸基準（最新版）
- ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（(旧)建設省大臣官房官房官庁営繕部監修・最新版）

なお、設計に当たっては、次の仕様書を参照とする。

- ・ 建築工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版）
- ・ 機械設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版）
- ・ 電気設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版）
- ・ 土木工事共通仕様書（兵庫県・最新版）
- ・ 基本設計業務委託仕様書（兵庫県・最新版）
- ・ 実施設計業務委託仕様書（兵庫県・最新版）
- ・ 構造設計業務委託仕様書（兵庫県・最新版）

イ 耐震対策

耐震対策については、官庁施設の総合耐震計画基準（(旧)建設省大臣官房官庁営繕部監修・最新版）における分類等を次の通りとする。

- ・ 重要度別割増係数 : 1.25
- ・ 構造体安全性の分類 : 類
- ・ 建築非構造部材耐震安全性能の分類 : B類
- ・ 建築設備の耐震クラス : 乙類

ウ 耐久性能

耐久性能は、本建物が公共的施設であることを考慮すると高い耐久性能が求められており、建築工事標準仕様書/同解説 J S A A 5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）に定める計画供用期間において、標準を採用する。これに基づき、コンクリートの耐久設計基準強度は 24N/mm^2 以上とすること。

漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、凍害、エフロエッセンス、仕上材の剥離・膨れ、乾湿繰り返しによる不具合、結露等に配慮する。

エ 公認プール基準

本施設のうちプール施設については、県内における水泳競技の中核施設となることから、(財)日本水泳連盟の「競技会および海外交流規則」に定める公式競技会または公認競技会の競技場として日本水泳連盟が適格と認め公認したプール（以下「公認プール」という）とする必要がある。よって、プール施設の設計に当たっては、「プール公認規則」に準拠したものとする。なお、国体時の競技種目は、競泳及びシンクロナイズドスイミングの2種目である。

(4) 施設の配置及び動線計画

ア 配置計画及び動線計画

- (ア) 当該施設は、「尼崎21世紀の森構想」の中で「健康・文化の森」地域に位置していることに配慮すること。
- (イ) 建物のメイン入口は、北または東側をメインアプローチとし、配置建物計画とすること。
- (ウ) 主要用途に応じた明快かつ機能的な動線計画を行い、バリアフリーに配慮すること。また、施設内のサインは、ユニバーサルデザインの概念に沿った、誰もが一見して理解でき、高齢者や障害者及び外国人等にも情報の共有化が図れ、わかりやすい明瞭なものにすること。

イ 仕上げ計画

(ア) 建物内外の仕上げについては、『尼崎21世紀の森構想』の目指す豊かな自然環境との調和を積極的に図るとともに、施設運用開始後の維持管理についても十分配慮し、保全・清掃が容易な施設となるよう工夫すること。特に、水溜りを設けない勾配精度を確保すること及び壁面等には適切な断熱を確保し、結露防止、空調負荷軽減に配慮すること。また、塩素減菌等による腐食対策、塩害にも十分配慮すること。

(イ) 仕上げ材の選択においては、各諸室の用途及び利用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で、最適の組合せを選ぶよう努めること。また、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等、人体に害を及ぼす恐れのある化学物質の削減についても十分に配慮すること。

(ウ) プール室の内装

プールサイドなどの床材

以下の項目に配慮した材料の選定を行うこと。

- ・ 耐久性：吸水率の低い材料
- ・ 清潔さ：汚れ、カビが出にくく清掃しやすい材料
- ・ ノンスリップ性：水に濡れても滑らない材料
- ・ 素足の感触性：痛い、冷たいなどの不快感のない材料
- ・ 意匠性：空間機能にふさわしいテクスチャア、美観材料

壁仕上材

以下の項目に配慮した材料の選定を行うこと。

- ・ 耐水性、耐湿性：吸水、吸湿性が少ない材料
- ・ 強度：体育・スポーツ施設の壁材として、人の触れる部分では衝撃や温湿度に対する十分な強度を要する材料
- ・ 吸音性：プール室内の残響時間を短くし明瞭度を確保するために、良質の吸音材である材料
- ・ 意匠性：空間機能にふさわしい美しさ
- ・ 下地：下地材として使用する金属は錆対策を十分考慮する必要がある、ステンレス材や亜鉛で防錆処理したものを使用する。

天井材

以下の項目に配慮した材料の選定を行うこと。

- ・ 耐湿性：室内の湿気や、万が一屋根下面で凍結し天井に落ちてくることを考え、耐湿性（耐水性）のある材料
- ・ 吸音性：プール室内の残響時間を短くし明瞭度を確保するために、良質の吸音材である材料
- ・ 軽量：大スパンの屋根荷重を軽減するために、軽量化できる材料
- ・ 意匠性：長期間美観が保たれるよう防錆、防カビに十分留意し、空間のボリュームに調和する質感や色彩のある材料

ウ バリアフリー対応及び利便性の確保

(ア) 高齢者・身体障害者等が円滑に施設を利用できるようにするため、「兵庫県福祉

のまちづくり条例・施設整備マニュアル」の整備基準を満たすこと。

- (イ) 視・聴覚障害者の誘導が可能な誘導表示及び音声誘導装置を備えること。
- (ウ) 施設利用者が特別な案内を受けずに容易に目的地まで到達でき、また利用が集中した場合にも安全かつ円滑に移動できる動線、視認性及び誘導性の高いサイン表示、用途・利用者に応じた適切な搬送設備を整備すること。

(5) 環境への配慮

ア 地域性・景観性

- (ア) 尼崎21世紀の森構想の目指す豊かな自然環境との調和を積極的に図るよう努めること。
- (イ) 「健康・文化の森」のイメージに合致した景観を創造するよう努めること。
- (ウ) 県民のスポーツ健康増進拠点として、誰もがなじみやすく・親しみやすい景観を創造するよう努める。

イ 環境保全性及び環境負荷低減性等

- (ア) 本県が積極的に推進している「新兵庫県環境基本計画」、「環境創造5%システム」、「グリーンエネルギー推進プログラム」、「ひょうごの木造・木質化作戦」などの環境等に配慮した施策を踏まえた施設づくりに努めること。
- (イ) 建物の負荷特性を考慮した建築・設備計画による各種資源及びエネルギー効率的利用の促進や、熱損失の低減による建築設備の負荷抑制、雨水利用、再生資材活用等の積極的な導入により、省資源・省エネルギーに配慮した施設とすること。
- (ウ) 施設の一部又は全部の更新による環境負荷を低減するため、耐久性及びフレキシビリティを高めて施設の長寿命を確保するよう努めること。
- (エ) オゾン層破壊防止等の地球環境に配慮すること。
- (オ) 人体への安全性やリサイクルの容易さに配慮したエコマテリアルを積極的に導入し、環境負荷の低減に努めること。

(6) 防災安全計画

- ア 構造体の耐震安全性・耐火性の確保はもちろん、建築非構造部材についても耐震安全性・耐火性、機能維持性の確保に努めて、地震等の自然災害をはじめ非常時における安全性の高い施設とすること。
- イ 上記のほか、火災時の避難安全性、設備の機能維持性、対浸水性、対風性、対落雷性、常時荷重に対する性能を確保すること。
- ウ 夜間等における不法侵入を防止するなど施設の保安管理にも留意すること。
- エ 事故・火災等非常時の対応については予め県と協議のうえ防災計画書を作成し、事故等が発生した場合には防災計画に基づき直ちに必要な措置を講じること。

(7) 建設工事

ア 近隣への配慮

- 建設工事にあたっては、粉塵飛散、搬出搬入車両の交通問題等、周辺環境への影響に十分留意すること。

イ 地盤調査

(ア)地盤調査は、平成11年3月に「尼崎臨海西部土地区画整理土質調査」において実施している。また、今後年度内にも追加調査を行うこととしている。さらに必要と判断した場合には、事業者の責任において実施すること

(イ)なお、入札参加者の責任において、当該報告書の内容を必要に応じて解釈し、利用すること。

ウ 各種申請等

事業者は、建設等に伴う許認可等の各種申請を行うこと。

3 施設等の機能及び性能等に関する事項

項目	通常時	国体等各種大会時	アイススケートリンク使用時	備考
1. プール施設				
<メインプール施設>				
メインプール室	長さ 50.02m 幅 25.0m以上 深さ 2.0m以上 (一部3.0m以上 =シンクロ対応) コース数 10コース コース幅 2.50m	長さ 50.02m 幅 25.0m 深さ 2.0m以上 (一部3.0m以上 =シンクロ対応) コース数 8コース コース幅 2.50m コース両端の余裕 2.50m以上	(アイスリンク) 長さ 60.0m 幅 30.0m ・周囲に防護マット及び観客席用フェンスを設置 ・ショートトラック、フィギュアスケート、アイスホッケー等に対応。	プール公認規則 競泳、シンクロ及び水球の国際基準対応 水深の変更を行い競泳等競技だけでなく一般利用も可能なものとする。
プール周りの余裕(プールサイド)	・プールと壁面間を5m以上確保する。 ・不浸透性材料を用い、水際は滑り止め構造とする。	同左	アイスリンク設置時に支障のない余裕を確保する。	
照度	600ルクス以上(端壁付近内側)で、メタルハイドランプを使用	1500ルクス以上(プール全面、仮設可)	<公式競技> 1500ルクス以上 <一般競技> 750ルクス以上 <レクリエーション> 300ルクス以上 JISによる	プール公認規則
水温調節		25 以上 28 以下		プール公認規則
水質	遊泳用プールの衛生基準 (健発第774号 厚生労働省健康局長通知平成13年7月24日)の水質基準以上	・同左		
室温	・プール水温より1.5~4 高めとする。 (28 ~29)	・競技中常に 28 ±3 で、水温以上に保つこと。		

項目		通常時	国体等各種大会時	アイススケートリンク使用時	備考
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・公認規則付則に定める競技用具の内、自動審判計時装置等の設備品（配線等の工事を伴うもの）のプール本体施設と一体整備。 ・高機能の循環ろ過装置の設置。 ・シンクロ競技対応の水中サウンドシステム及びシンクロ用計時システムの整備。 ・シンクロ用計時システムについては最低大会時のみ必要（本体はリース可） ・臨時利用が可能な電話回線を確保。 	・同左	<ul style="list-style-type: none"> ・アイスホッケー競技時には、ゴールジャッジボックス、選手用ボックス、審判用ボックスなどを設置。 ・ショートトラック競技時には、選手の転倒、衝突防止用コーナーマット等を設置 ・リンクサイド、通路、トイレ等には必ず床上に 8～16mm 厚のゴムマットを敷設。 	・電光掲示板を設置。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・プールのタイル目地の工夫。 ・プールサイドと水面の水平性の確保。 ・広がりや明るさを感じさせる空間とし、圧迫感のない形態・色彩・照明計画とする。 ・メインプールとサブプールの壁は防音性に配慮すること。 ・背泳競技時の選手自身のスピード感覚への影響を考慮した天井の梁、照明器具の配列等の工夫。 	・同左	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性、床面保護に配慮すること。 ・水温調節：0～-6 	
採暖室		<ul style="list-style-type: none"> ・室温 35～40 ・衛生的な管理ができ、衛生的に使用できる構造とする。 	・同左	・同左	

項目	通常時	国体等各種大会時	アイススケートリンク使用時	備考
器具庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ プール備品を収納する倉庫をプール室に接して設けること。なお、扉の幅は大型備品の搬出入にも対応できるように配慮すること。 ・ 冬季等においては壁面が結露し、床面が濡れないように配慮すること。 ・ 薬品等を保管する倉庫は、利用者などがみだりに立入りできないような構造とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 	/	
スケートリンクの備品庫	/	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイススケートリンクの備品を収納する倉庫をプール室に接して設けること。なお、扉の幅は大型備品の搬出入にも対応できるように配慮すること。 ・ 仮設フロア、リンク冷却管、スケートフェンス、ゴムマット等を収納。 ・ アイスホッケー、ショートトラック及びフィギュア競技用の備品を収納する倉庫を設けること。 	
監視員室	<ul style="list-style-type: none"> ・ プールの安全管理・監視・事故防止のために死角なく全体を見渡せる位置に、また、利用者にとって分かりやすい位置に設けること。 ・ 各設備運転監視盤などの各種機器の集中管理パネルを設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スケートの安全管理・監視・事故防止のために全体を見渡せる位置に、また、利用者にとって分かりやすい位置に設けること。 	

項目	通常時	国体等各種大会時	アイススケートリンク使用時	備考
選手控室		<ul style="list-style-type: none"> ・コース数分の選手が一行に着席できる幅と2~3列分の奥行きを確保する。 ・室内からプール内が見渡せるようにする。 ・2階の客席を結ぶ階段を選手控室に近接して設置する。 ・室内は圧迫感のない色彩・照明計画とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイススケート1チーム分の選手が着席できるスペースを2室確保すること。 	通常時は会議・研修室等に利用。
救護室	<ul style="list-style-type: none"> ・30㎡程度 ・2ベッド程度 ・治療台、薬品棚、医療流し等を設置。 ・管理事務所との位置関係や外部の救急車の寄付きスペース、ストレッチャーの動線（扉寸法、廊下幅員など）を考慮して設計する。 	・同左	・同左	通常は医務室として利用。
検査室		<ul style="list-style-type: none"> ・検査機器スペース及び検査スペースを確保。 		
放送室		<ul style="list-style-type: none"> ・機器、及び十分な操作スペースを確保。 	・大会時使用	
記録室		<ul style="list-style-type: none"> ・役員室に隣接して設置。 	・大会時使用	・通常時は会議室やクラブ室等に利用。
役員室		<ul style="list-style-type: none"> ・十分な室数と1室当りの広いスペースの確保。 ・必要に応じた区割りの可能性等の汎用性の確保。 ・プールサイドに面した位置への本部、通告等の役員室のガラス張りでの設置。 ・放送室との連携を考慮。 	・大会時使用	・通常時は会議室等に利用。
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理上必要なスペースを確保する。 	・同左	・同左	

項目	通常時	国体等各種大会時	アイススケートリンク使用時	備考
貴賓室		<ul style="list-style-type: none"> 施設内への貴賓対応可能な応接室の設置。 面積等は国体の先催県並（約 70 m² 以上）とする。 行幸啓の動線（車列の御着位置 貴賓室への御移動）がスムーズに設定できるような位置取り。 		<ul style="list-style-type: none"> 通常時は応接室、会議室として利用。
貴賓席		<ul style="list-style-type: none"> メインプール会場が見渡せる位置への貴賓席の設置。 面積等は国体の先催県並で可。 貴賓室から貴賓席への移動がスムーズに設定できるように、また報道員席からの取材がしやすいような位置取り。 仮設対応可 		
貸靴室			<ul style="list-style-type: none"> 2000 足以上収容可能とする。 	
観客席	<ul style="list-style-type: none"> 1500 席以上（常設〔可動を含む〕） 車椅子で利用できる観客スペースの確保等高齢者・障害者に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 2000 席の観客席の設置。（常設、可動、仮設は問わない。） 車椅子で利用できる観客スペースの確保等高齢者・障害者に配慮すること。 		
便所	<ul style="list-style-type: none"> プール利用中に使用できるものとする。 男女それぞれ利用者数に応じた所要数を設置するとともに、1 箇所以上は、身障者等利用にも対応した多目的トイレとする。 床材は不浸透性材料を用いること。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> スケートに配慮。 	

項目		通常時	国体等各種大会時	アイススケートリンク使用時	備考
<サブプール施設>					
サブプール室	深さ、幅、コース数、コース幅	長さ 25.01 m (タッチ板を両端壁に設置する場合は 25.02m) 幅 35.0m以上 深さ 2.00m以上 コース数 14コース コース幅 2.50m	・同左 ・メインプールでの大会時、ウォーミングアッププールとして利用 ・本プールにおいても競泳、水球、シンクロ等の大会利用が可能なものとする。		(財)日本水泳連盟プール公認規則(競泳、水球の国内基準対応) ・可動床により健康水中運動等多様な利用が可能なものとする。 ・身障者、高齢者が利用できるように配慮すること。
	コース両端の余裕	0.2m以上で休息だなの幅以上	同左		(財)日本水泳連盟プール公認規則
	照度	600ルクス以上(端壁付近内側)	同左		(財)日本水泳連盟プール公認規則
	水温調節	27~30	25 以上 28 以下		(財)日本水泳連盟プール公認規則
	水質	遊泳用プールの衛生基準(健発第774号 厚生労働省健康局長通知平成13年7月24日)の水質基準以上	同左		
	室温	・プール水温より 1.5~4 高めとする。(28 ~29)	・競技中常に 28 ±3 で、水温以上に保つこと。		
	設備	・公認規則付則に定める競技用具の内、自動審判計時装置等の設備備品(配線等の工事を伴うもの)のプール本体施設と一体整備。 ・高機能の循環ろ過装置の設置。 ・シンクロ競技対応の水中サウンドシステムの整備。 ・臨時利用が可能な電話回線を確保。	・同左		・競泳用、水球用の電光掲示板を設置。〔大会時のみの移動式、仮設可〕

項目		通常時	国体等各種大会時	アイススケートリンク使用時	備考
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・プールのタイル目地の工夫。 ・プールサイドと水面の水平性の確保。 ・広がりや明るさを感じさせる空間とし、圧迫感のない形態・色彩・照明計画とする。 ・メインプールとサブプールの壁は防音性に配慮すること。 ・背泳競技時の選手自身のスピード感覚への影響を考慮した天井の梁、照明器具の配列等の工夫。 	・同左		
採暖室		<ul style="list-style-type: none"> ・室温 35～40 ・衛生的な管理ができ、衛生的に使用できる構造とする。 	同左		
選手控室			<ul style="list-style-type: none"> ・コース数分の選手が一行に着席できる幅と2～3列分の奥行きを確保する。 ・室内からプール内が見渡せるようにする。 ・2階の客席を結ぶ階段を選手控室に近接して設置する。 ・室内は圧迫感のない色彩・照明計画とすること。 		・通常時にはギャラリー等に利用可。
器具庫		<ul style="list-style-type: none"> ・プール備品を収納する倉庫をプール室に接して設けること。 ・冬季等においては壁面が結露し、床面が濡れないように配慮すること。 ・薬品等を保管する倉庫は、利用者などがみだりに立入りできないような構造とすること。 ・出入口の十分な幅の確保。 ・通気、換気には十分配慮すること。 	・同左		

項目	通常時	国体等各種大会時	アイススケートリンク使用時	備考
監視員室	<ul style="list-style-type: none"> ・プールの安全管理・監視・事故を防ぐためにまた、利用者にとって分かりやすい位置に設けること。 ・各設備運転監視盤などの各種機器の集中管理パネルを設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・競技指令室としても活用できるものとする 		
観客席	<ul style="list-style-type: none"> ・300席（常設〔可動を含む〕） ・車椅子で利用できる観客スペースの確保等、高齢者・障害者に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 		
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・プール利用中に使用できるものとする。 ・必ずシャワー設備を通過する。 ・男女それぞれ利用者数に応じた所要数を設置するとともに、1箇所以上は、身障者等利用にも対応した多目的トイレとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 		
<選手・一般利用者供用施設>				
更衣室・ロッカー室	<ul style="list-style-type: none"> ・プールとスケートの同時利用に配慮する。 ・男女を区別し、外部から見渡せない構造とすること。 ・プール面積及びプールサイドの面より、最大収容面積を想定し、その数字を基にロッカー数を算定すること。また男女の比率を考慮し、ある程度の余裕を持たせたロッカー数を設置すること。 ・独立した更衣ブース、上り用シャワーブース、トイレを設置すること。 ・洗面カウンターを設けること。 ・適当な数のドライヤーを備えること。 ・湿度、臭気が一般室に出ないようにエアバランスを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	

項目	通常時	国体等各種大会時	アイススケートリンク使用時	備考
多目的更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・メインプールとサブプール側に各1室以上設けること。 ・男女の更衣室から独立した身障者、高齢者等専用の更衣室を設けること。 ・更衣室内にロッカー置場とシャワー室が一体となった室とすること。 ・プール室に至る経路を段差の無いものとする。 ・カーテン、ロッカー、ドライヤー、ベッドを設けること。 	・同左	・同左	
強制シャワー室（プール用）	<ul style="list-style-type: none"> ・人感センサー付とする。 	・同左		
口洗い、洗眼流し（プール用）	<ul style="list-style-type: none"> ・プールサイドまたは更衣室近辺に適当な間隔で設置。 	・同左		
<一般供用施設>				
エントランスホール	<ul style="list-style-type: none"> ・身障者、高齢者等が利用しやすいように段差を設けない等の配慮をすること。 ・メインエントランスの出入口は、スライド式の自動ドアで間口に余裕があること。 ・外部との繋がりを意識し開放感のあるホールとすること。 ・傘立てと掲示板を設置すること。 	・同左	・同左	
風除室	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口、内外共自動扉を設け、扉については福祉のまちづくり条例を反映した構造とする。 ・床は滑りにくい材質とし、ガラス部については衝突防止対策を施すこと。 	・同左	・同左	

項目	通常時	国体等各種大会時	アイススケートリンク使用時	備考
ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳大会等の記録及び尼崎 21 世紀の森に関する展示に供する。 ・水泳大会等の記録、尼崎 21 世紀の森及びスポーツ・環境関連の書籍を配置し、閲覧できるスペースを確保すること。 ・利用者が自由に閲覧可能でかつ展示品の盗難等を防止できる形状とすること。 ・展示に必要なスペースは概ね、幅 0.6m、長さ 8m、高さは天井高程度とする。 		・通常時と同じ	
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・想定利用者数より便器の個数を算定する。 ・各フロア男女それぞれ 1 箇所以上は、身障者等利用にも対応した多目的トイレとする。 	・同左	・同左	
公衆電話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 台以上設置できるスペース等を設けること。 	・同左	・同左	
階段	<ul style="list-style-type: none"> ・機能的で使いやすい仕様とし、幅員についても余裕のあるものにする。 ・安全で分かりやすい避難動線にすること。 ・ 2 段手摺を設けること。 	・同左	・同左	
通路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 段手摺の設置。 ・滑りにくい仕上げとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨天時、臨時の選手・監督等の待機スペースとして活用できるよう、施設内通路の広い幅の確保。 	・通常時と同じ	
E V 室	<ul style="list-style-type: none"> ・監視室に運転監視盤・エレベーター用インターホンを設置すること。 ・身障者対応（13 人乗以上）とすること。 ・昇降速度 60m / 分以上とする。 	・同左	・同左	

項目	通常時	国体等各種大会時	アイススケートリンク使用時	備考
<管理施設>				
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・収容人数に対応しスペースを確保する。 ・休憩、更衣、打合せスペース、収納スペース、設備機器の運転、監視、防災監視、ITV監視設備等を設置 	・同左	・同左	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沸室、控室含む。 ・館長室は独立室としてもよい。
会議・研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・収容人数：150～200人 ・研修のためのビデオ設備等を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・記録室、役員室、貴賓控室等として利用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時と同じ ・大会時は同左 	・2から3分割して小会議室としての利用も可とすること。
多目的室		<ul style="list-style-type: none"> ・記録室、役員室、貴賓控室等として利用。 	・大会時は同左	
<その他施設>				
冷凍機械室			<ul style="list-style-type: none"> ・冷媒装置をはじめとする機械設備、バックアップ装置を設置すること。 	
設備機械室	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過装置をはじめとする機械設備、バックアップ装置を設置すること。 	・同左	・同左	
氷上整備車庫			・1台以上配備。	
配管管廊	・防湿に配慮する。	・同左	・同左	
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、通行者の安全性、利便性、及び周辺環境に配慮した駐車場配置とすること。 	・同左	・同左	

下記の健康増進施設については、あくまでも例示であり、本施設の設置目的を十分考慮し提案すること。

項目	要求内容	備考
2.健康増進施設(提案施設)		
<屋内施設>		
トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> ・運動における床の振動を吸収、緩和する構造にすること。 ・音楽、運動による発生音を遮断する構造とすること。 ・運動に必要な壁面鏡、手摺を設けること。 ・健康増進施設認定規定(厚生労働省告示154号平成13年3月30日)の認定基準以上の施設とする。 	・プール施設との合築可能

項 目	要求内容	備 考
フィットネスジム	・フィットネスに必要な資機材を整備すること。 ・健康増進施設認定規定（厚生労働省告示 154 号平成 13 年 3 月 30 日）の認定基準以上の施設とする。	・プール施設との合築可能
温浴施設	・公衆浴場法の適用を受けない施設とする。 （原則として、水着着用施設とする）	・プール施設との合築可能
宿泊施設		・プール施設との合築可能
レストラン 売店		・プール施設との合築可能
その他提案		
< 屋外施設 >		
フットサルコート		
3on3 バスケットコート		
インラインスケート場		
スケートボード場		
クライミングウォール		
屋外プール		
グラウンドゴルフ、 パークゴルフ		
その他提案		

4 設備の機能及び性能に関する事項

(1) 電気設備

ア 基本方針

- (ア) 施設全体の運営・管理方法を確認し、運用システム、機能を検討したうえでシステムを決定し、施設の機能の確保を図ること。
- (イ) 施設利用者及び管理者に対して安全な設備を確保すること。特に感電防止、災害時の落下防止に配慮すること。
- (ウ) 施設利用者に使いやすく、また、施設管理者には管理・監視及びメンテナンス作業の容易な設備・システムとする。
- (エ) 使用資材、システム、工法などを十分に検討し、イニシャルコスト、ランニングコストの経済性に配慮すること。
- (オ) 自然エネルギーの活用、省エネルギー、省資源及び資源再利用に配慮し、地球環境の保全に努めること。

(カ) 高齢者、身体障害者の利用に配慮した設備を設けること。

イ 電力設備

(ア) 受変電設備

負荷系統に適した変圧器構成とすること。

消防法、火災予防条例及び所轄消防指導等に従って設置すること。

(イ) 自家発電設備

各関連法規の予備電源装置として設けると共に、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置する。

(ウ) 蓄電池設備

建築基準法上の非常照明及び受変電設備等の監視制御、情報通信機器の操作用として設置すること。

(エ) 幹線設備

プール室、地域交流施設、機械室等ゾーン別に幹線系統を明確化し、維持管理を容易に行えるようにすること。

ウ 動力設備

各空調機、ポンプ類等の動力機器の制御盤の製作、並びに、配管配線・幹線配管配線等を行うこと。

エ 電灯コンセント設備

コンセントは各室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ適切な位置に配置すること。

オ 照明器具設備

照明器具は、各室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。
照度は各室の用途と適性を考慮して設定すること。(プール室：別表参照、各諸室：500～750 lx)

カ 情報通信設備

(ア) LANが導入可能なように、幹線敷設用ケーブルラックを設置すること。

(イ) 施設全体の運営・管理方法を確認し、運用システム、機能を検討したうえで、必要な機能を有する情報通信設備を適宜設置すること。

(ウ) 施設内各室に電話回線を引き込み電話機を設置すること。

(エ) 必要とする場所に公衆電話を設置すること。

(オ) 各種大会開催時には臨時の電話回線を確保すること。

(カ) 来館者に対して館内の催物情報、施設利用情報を提供する案内情報設備を設置すること。

(キ) 親時計を監視室に設置し、施設内要所に小時計を設置すること。

キ 電光掲示板

(ア) 電光掲示板はプール及び観客席から支障なく表示内容が確認できる整備規模とすること。

(イ) 表示内容は選手紹介、着順(1位から8位)、競技タイムを最低、表示できる機能とし、タッチ板、計測機器、(リザルトシステム)と連動すること。

(ウ) パソコン操作により、競技案内、休館日、イベント情報等表示できるシステムとする。

(I) (イ)及び(ウ)の機能を制御することが可能なパソコンシステムを設置すること。

ク 改札設備

利用者の入退室管理を行う改札設備を設置すること。

ケ 放送設備

(ア) 放送室内部壁材は吸音効果の図れる材質とし、放送に差し支えの無い機密性の高い建具を使用すること。

(イ) 館内放送用機器一式を整備すること。

(ウ) 一斉及び分割放送を可能なものとする。

(I) シンク口競技の実施に対応できる音響設備を整備すること

コ テレビ共同受信設備

事務室、会議室、貴賓室、研修室及び宿泊施設にはUHF・VHF・FM・AM・CATVが受信できる設備を整備すること。

サ テレビ電波障害対策

本施設の建設に伴い、近隣に電波障害が発生した場合は、テレビ電波障害防除施設を設けること。

シ 火災報知設備・防火排煙設備

監視室に主受信機を設置すること。

ス 可動床設備

(ア) 公認プールとしての精度を確保するとともに、構造強度、維持管理面等から検討を行い、適切なシステムの可動床を導入すること。

(イ) プールの利用形態により、25mプールについては、分割可動床の提案を行うこと。また、50mプールについても、分割利用、水深の変更を行うなど、可動床としない場合でも競泳等競技だけでなく、一般利用も可能なものとなるよう提案を行うこと。

セ 屋外照明設備

屋外の健康増進施設を設け、夜間使用を提案する場合には、屋外照明（ナイター）設備を設置すること。

(2) 空調換気設備

ア 基本方針

(ア) オゾン層破壊防止、地球温暖化防止等地球環境に配慮し、環境負荷の低減とエネルギー効率の高い熱源システムを選定し、CO₂の削減と水光熱費の削減を目指すこと。

(イ) 安全性、将来性を考慮し、各室の用途・利用時間帯を配慮したゾーニングを行い、快適な空調システムを選定すること。

(ウ) 熱源機器の集約化や負荷追従性の高い自動制御設備等を導入して、点検、メンテナンスによる維持管理が容易なシステムとすること。

(I) 主要な機器類は室内設置とし、将来の機器更新などに対応可能な余裕のある設備スペースとすること。

(オ) サブプール室の排気、製氷排熱等の利用可能なシステムにすること。

イ 空調設備

- (ア) 各空調機のシステム及び型式は、空調負荷や換気量などを考慮して、適正な室内環境を維持することができるものとする。また、空調対象室の用途、使い勝手、利用時間帯などにも配慮したゾーニングを行うこと。さらに、空調対象室の用途等の変更にも容易に対応可能なシステムを採用すること。
- (イ) 室内外温湿度条件は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築設備設計基準・同要領」を参考とする。また、特殊な温湿度条件を必要とする場合は個別に対応すること。ただし、プール、スケートリンクにあっては、競技に最適な室温湿度とする。
- (ウ) 各室個別に温湿度調節が可能とすること。

ウ 換気設備

- (ア) 快適で効率的な利用のため、必要な新鮮空気が常に確保されているようにすること。なお、外気処理については塩害防止フィルターを具備すること。
- (イ) 各室の用途、換気の目的などに応じて、適切な換気方式を選定する。
- (ウ) 喫煙所では、十分な換気をとるため単独で設備を設けること。

エ 排煙設備

- (ア) 建築基準法及び消防法等の定めに従って排煙設備を設けること。
- (イ) 有効な開口部が設置可能な部分は極力自然排煙方式を優先し、省コスト化を図ること。

オ 自動制御設備

設備機器類の日常運転や維持管理、異常・警報などの監視の記録システムで省力化・効率化によるCO₂削減、光熱水費の削減対策が可能な設備システムとすること。

(3) 給排水衛生設備

ア 基本方針

- (ア) 利用者の変動に対して追従性の優れたシステムとすること。
- (イ) 利用者の快適性、耐久性、保守管理の容易さに優れた機器及び器具とすること。
- (ウ) 設備の更新に対応できる空間の確保にも配慮すること。

イ 給水設備

- (ア) 給水は飲料系統と雑用水系統の2系統で計画すること。
- (イ) 給水負荷変動対策として、受水槽を飲料系統と雑用水系統に分け、飲料系統の受水槽容量の小型化を図り、雑用水系統の受水槽は建築躯体を利用すること。
- (ウ) 雑用水は、雨水や軽負荷排水再利用等による水資源の効率的運用、省資源化を図ること。

ウ 給湯設備

- (ア) 施設内の各箇所の給湯量、利用頻度等を勘案し、使い勝手に応じた効率のよい方式を採用すること。
- (イ) 給湯負荷が大きくなることから中央給湯方式を採用することが望ましい。

エ 排水通気設備

- (ア) 施設内で発生する各種の排水を速やかに公共下水道に排出し、停電時や災害時を

含め常に衛生的環境を維持できるものとする。

(1) 汚水、雑排水、雨水は分流式とする。

オ 衛生器具設備

(ア) 不特定多数の人々に使われる施設であることから、衛生的で、使いやすく快適性の高い器具を採用すること。

(イ) 省エネ・省資源にも積極的に配慮した器具を採用すること。

カ 消火設備

消防法、火災予防条例、建築基準法及び所轄消防指導等に従って各種設備を設置すること。

キ 冷凍機械設備

アイススケートリンク製氷のための冷凍機械設備を設置すること。(氷温0~-6に対応。)

ク 循環ろ過設備

(ア) 計画遊泳者数やプールの用途に応じた能力を設定すること。

(イ) プール水の容量に循環水量を加えた全容量に対して、少なくとも1時間当たり6分の1の量的な処理能力を有すること。ただし、夜間、循環ろ過装置を停止して運用する場合には、同じく4分の1の量的な処理能力を有していること。

(ウ) 取水口等は、可能な限りプールの水質が均一になる位置に設けること。

(エ) 処理水質は、その出口における濁度が0.5度以下であること(0.1度以下が望ましい)。また、出口には、検査のための測定装置を設けること。

(オ) オーバーフロー水を再利用する場合には、その循環系統をプール本体の循環系統とは別系統とするとともに、オーバーフロー水の循環系統には、十分な処理能力を有する専用の浄化設備を設けること。ただし、オーバーフロー水の循環系統を主たる循環系統とする場合にはこの限りではない。その場合、たん、つばを吐くための設備(溝、うがい設備等)を必ず別に設けること。

(カ) オーバーフロー水には、床洗浄水等の排水が混入しない構造とすること。

ケ 熱源設備

(ア) 熱源システムの選定に当たっては、本施設のコンセプトを十分考慮し提案すること。

(イ) 提案に当たっては、水光熱費、保守メンテナンス等定量的なその選定理由書を提出すること。

(4) 防災設備

ア 基本方針

監視室に主防災監視装置(総合操作盤)を設置し、施設内の防災情報を統括するシステムを構築して、日常の防災監視と火災予防に努めること。

イ 拡声設備

非常放送と業務放送の兼用が可能な機器選定を行うこと。

ウ 自動火災報知設備

消防法に準じて設置すること。

エ 防火・排煙制御設備

(ア) 建築基準法に準じて設置すること。

(イ) 自動火災報知設備の総合操作盤と統合したシステムとすること。

5 備品等

プール施設には、各施設に規定される機能及び性能を満たすための備品等を、事業者が適宜判断し設置すること。なお、備品とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状を変えることなく使用に耐えるものをいう。

プール施設にかかる最低必要な備品リストは、別紙2に示すとおりとする。備品リスト以外にその他必要となる備品については、事業者が提案に基づき事業期間中に整備し、県所有として管理すること。

なお、健康増進施設に係る備品については、施設の維持管理・運営に係るものとして整備すること。（事業者の所有とする。）

6 施設の設計業務

(1) 本施設の設計業務

ア 事業者は県担当者の指示に従い業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて、業務を処理するものとする。

イ 事業者は「第2の2の(3)適用基準」に準拠し、基本設計及び実施設計業務を実施するものとする。

ウ 事業者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、県担当者と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。

エ 事業者は業務の進捗状況に応じて、業務の各区分ごとに県担当者に、設計図書等を提出するなどの中間報告をし、十分な打合せをしなければならない。

オ 事業者は業務に必要な調査等を行うものとする。

カ 図面、工事内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、県担当者の指示を受けなければならない。また、図面は、各工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。

キ 建築基準法及び防災評定並びに構造評定等にかかる諸費用は事業者負担とする。

(2) 手続書類の提出

ア 事業者は業務に着手する時は、次の書類を提出して県担当者の承諾を受けること。

- ・設計事務所の経歴並びに建築士法関係写し
- ・設計業務着手届
- ・主任技術者届（設計経歴書添付）
- ・協力技術者

イ 業務が完了したときは、設計業務完了届を提出するものとする。

(3) 設計図書の提出

事業者は基本設計及び実施設計完了時に次の設計図書等を県に提出し、県の承諾を受けること。

ア 基本設計

基本設計説明書及び基本図（配置図、平面図、立面図、断面図）、打合せ記録、その他必要図面とする。

イ 実施設計

実施設計完了時に県に提出する設計図書等は、別紙 3 に示すとおりとする。

7 施設の建設業務

(1) 基本的な考え方

事業契約に定める期間内に施設等の建設を行う。また、土木工事共通仕様書等関係する県の基準に基づき実施すること。その際特に以下の点について留意し、施工計画を立て、県の承認を得ること。

ア 建設業法及び県の施策（建設リサイクル法）他十分理解の上、必要な関連法令を遵守する。

イ 構内及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮する。

ウ 工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努める。

エ 無理のない工事工程を立てるとともに、適宜近隣住民等に周知し、作業時間に関する了解を得る。

(2) 着工前業務

ア 建築確認申請ほか、建築基準法第 48 条に基づく建築許可、土地区画整理法第 76 条に基づく県知事の許可、建設工事に必要な各種申請等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施及び協力すること。また、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを県に提出すること。

イ 着工に先立ち、近隣住民等との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。

ウ 事業者は、工事着手時に別紙 4 に示す図面及び図書を県に提出し、県の承諾を受けること。

(3) 建設期間中業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。また、工事施工においては、以下の点に留意すること。

ア 事業者は、県に対し工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。また、県は、工

事現場での施工状況の確認を行うことができる。

- イ 事業者は、別紙 5 及び土木工事共通仕様書に示す書類を県に提出するとともに、定期的に県から工事施工、工事管理の状況の確認を受けること。
- ウ 工事中の安全対策・近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。
- エ 事業者は、工事日報等を整備し、工事完成時には別紙 5、別紙 6 及び土木工事共通仕様書等に基づく完成書類を準備して、現場で県の確認を受けること。

8 工事監理業務

(1) 工事監理業務

- ア 事業者は、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。
- イ 工事監理委託業務の内容は兵庫県の「建築工事監理業務委託共通仕様書」に示された業務とする。

(2) 竣工後業務

- ア 建築完了検査、不動産保存登記等に必要な手続き業務等を事業スケジュールに支障がないよう実施すること。
- イ 工事完了後、工事監理者は県に業務完了届を提出して県の履行確認を受けること。
また、施工完了後、各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認すること。なお、部分竣工となる場合には、供用部分を対象に検査を受けるものとする。（施設の部分引渡しについては事業契約書（案）に示す。）
- ウ 事業者は、別紙 6 及び土木工事共通仕様書に示す書類を県に提出し、県の承認を受けること。

9 国庫補助金等申請書作成補助業務

事業者は、県の要請があるときには、国庫補助金の交付等に関して必要な資料の提出その他について協力するものとする。

また、事業者の提案内容によって、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の補助事業を導入することがあるが、その場合においても県の指示する作業及び必要な協力を行うものとする。

第3 施設の維持管理に係る要求水準

1 総則

(1) 業務の目的

維持管理業務は、施設の供用開始から事業期間終了までの間、本要求水準書、事業契約書並びに事業契約締結後に事業者が自ら作成する各種業務計画書に従い、施設等の初期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるような品質・水準等を保持することを目的とする。

なお、本要求水準書に記載のない事項については、建設大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（最新版）を参考とし、業務を履行すること。また、本施設は、都市公園施設であるため、都市公園法等の関係法令を遵守して業務を行うこと。

(2) 業務の区分

維持管理業務の区分は、次のとおりとする。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 備品等保守管理業務
- エ 屋外施設保守管理業務
- オ 清掃業務
- カ 植栽維持管理業務
- キ 警備業務
- ク 環境衛生管理業務
- ケ 修繕業務（大規模修繕業務を除く）
- コ 駐車場管理業務

(3) 業務の対象範囲

維持管理業務の対象範囲は、各業務区分の要求水準に特に記載のない限り、次に挙げる施設とする。

- プール施設
- 健康増進施設(屋内、屋外とも)

(4) 業務実施の基本方針

事業者は、次の事項を基本方針として維持管理業務を実施すること。

- ア 関係法令等を遵守し、必要な手続きを行い業務を実施すること。
- イ 予防保全を基本とすること。
- ウ 設備等の保全台帳を整備するとともに、施設が有する機能及び性能等を保つこと。
- エ 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務実施に努めること。
- オ 施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者の健康被害を未然に防止すること。

- カ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- キ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止に努めるとともに、省資源、省エネルギーに努めること。
- ク ライフサイクルコストの削減に努めること。
- ケ 施設の運営に対応した維持管理を行うこと。
- コ 予防保全の考え方を重視し、施設設備の長寿命化を促進する観点から、事業期間内の大規模修繕を最大限抑制すること

(5) 施設の開館時間等

「第4 2」に示す施設の開館日、開館時間等を考慮に入れて、施設の円滑かつ効率的な利用を妨げないように維持管理業務を実施すること。

(6) 総括責任者及び業務管理者

事業者は、維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者、及び維持管理業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、業務の開始前に県に届け出る。総括責任者及び業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、総括責任者並びに業務責任者の具体的要件は特に定めていないが、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で選出すること。

(7) 業務担当者

業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

(8) 業務計画書

事業者は、毎年度の維持管理業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、事故・火災等非常時の対応等必要な事項を記載した次に挙げる各業務の業務計画書を県に提出し、県の承諾を受けること。また、業務計画書は本要求水準書とともに、維持管理業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する際の確認事項を定めたものとする。

- 建築物保守管理業務計画書
- 建築設備保守管理業務計画書
- 備品等保守管理業務計画書
- 屋外施設保守管理業務計画書
- 清掃業務計画書
- 植栽維持管理業務計画書
- 警備業務計画書
- 環境衛生管理業務計画書
- 修繕業務（大規模修繕の提案含む）計画書
- 駐車場管理業務計画書

(9) 業務報告書

事業者は、維持管理業務に関する日報、月報、四半期総括書及び年度総括書を業務報告書として作成し、日報以外を県に提出すること。

(10) 用語

施設の維持管理に係る要求水準において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- ア 機能：目的または要求に応じてものが発揮する役割。
- イ 性能：目的または要求に応じてものが発揮する能力。
- ウ 劣化：物理的、化学的及び生物的要因により、ものの性能が低下すること。ただし、地震や火災等の災害によるものを除く。
- エ 保全：建築物（設備を含む）及び諸施設、外構、植栽などの対象物の全体または部分の機能及び性能を使用目的に適合するようにすること。
- オ 点検：建築物等の機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べること。
- カ 保守：建築物等の初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的または継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業。
- キ 補修：部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態まで回復させること。
- ク 更新：劣化した部位・部材や機器などを新しいものに取り替えること。
- ケ 修繕：劣化した部位・部材または機器の性能・機能を原状（初期の水準）または実用上支障のない状態まで回復させること。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等を除く。
- コ 大規模修繕：建物の老朽化に伴い著しく、建築及び建築設備、主要設備の機能が低下し、建築物の使用にあたり支障がきたされるため改善を目的とした工事。一時的に建物機能（使用）を停止し、行われる工事を大規模修繕と定義する。（「建築物修繕措置判定手法」建設大臣官房官庁営繕部監修を参照のこと）
建築：建物の一側面、連続する一面全体または全面に対して行う修繕。
電気：機器、配線の全面的な更新を行う修繕。
機械：機器、配管の全面的な更新を行う修繕。
第1「総則」の3の(4)「大規模修繕について」の趣旨を十分考慮して維持管理業務を提案すること。なお、参考として、「本事業において想定される大規模修繕（例示）」を別紙7に示す。
- サ 部分修繕：大規模修繕に至らない修繕。

(11) 大会開催時の維持管理業務について

平成18年度ののじぎく兵庫国体をはじめ、県又は県内公共団体等が主催する各種大会開催時の維持管理業務については、通常の業務を前提とし、大会開催期間中に通常業務に加えて特別に必要とされる業務については、大会主催者（県又は県内公共団体等）の負担で業務を追加して行う。

2 建築物保守管理業務

(1) 業務の目的

事業者は、施設建築物の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、建築物各部の点検、保守、補修、更新、修繕等を実施する。

(2) 業務の対象範囲

建築物保守管理業務の対象範囲は、建築物の屋根、外壁、建具（内部・外部）、天井、内壁、床、階段等各部位とする。

(3) 要求水準

- ア 部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・診断・判定を行い、迅速に修理・修繕等を行い、部材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態に保つこと。
- イ 結露やカビの発生を防止すること。
- ウ 開閉・施錠装置、自動扉等が正常に作動する状態を保つこと。
- エ 建築物内外の通行等を妨げず、運營業務に支障をきたさないこと。
- オ 建築物において重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要が生じた場合の被害拡大防止に備えること。

3 建築設備保守管理業務

(1) 業務の目的

事業者は、施設の性能及び機能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、本施設に設置される電気設備、機械設備、監視制御設備及び防災設備等について、適切な設備維持管理計画のもとに運転・監視、点検、対応（保守、補修・修繕、交換、分解整備、調整等）を実施する。

(2) 要求水準

ア 運転・監視

- (ア) 各施設・部屋の用途、気候の変化、利用者の快適性等を考慮に入れて、各設備を適正な操作によって効率よく運転・監視する。
- (イ) 運転時期の調整が必要な設備に関しては、県と協議して運転期間・時間等を決定する。
- (ウ) 各設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検し、発見した場合は除去もしくは適切な対応を取る。

イ 法定点検

- (ア) 各設備の関連法令の定めにより、点検を実施する。

(イ) 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修理、交換、分解整備、調整等）により対応する。

ウ 定期点検

(ア) 各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検・対応を行う。

(イ) 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、または何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法（保守、修理、交換、分解整備、調整等）により対応する。

エ 劣化等への対応

劣化等について調査・診断・判定を行い、適切な方法（保守、修理、交換、分解整備、調整等）により迅速に対応すること。

4 備品等保守管理業務

(1) 備品等の管理

事業者は、施設運営に支障をきたさないよう施設運営上必要な備品を適宜整備し、管理を行うとともに、不具合の生じた備品については随時更新を行うこと。

(2) 備品台帳の整備

事業者は、施設の備品については、備品台帳を作成し、備品の管理を確実に行うこと。備品台帳に記載する事項は、品名、規格、金額（単価）、数量を含むこと。

5 屋外施設保守管理業務

(1) 業務の目的

事業者は、施設の性能及び機能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、敷地内の屋外施設（工作物を含む）の各部の点検、保守、補修、更新、修繕等を実施する。

(2) 要求水準

ア 外構施設を機能上、安全上また美観上、適切な状態に保つこと。

イ 部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・判定を行い、迅速に修理・修繕等を行い、部材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態に保つこと。

ウ 開閉・施錠装置等が正常に作動する状態を保つこと。

エ 重大な破損、事故等が発生し、緊急に対処する必要が生じた場合の被害拡大防止に備えること。

6 清掃業務

(1) 業務の目的

事業者は、施設及び敷地を美しく衛生的に保ち、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、清掃業務を実施する。

(2) 業務内容

清掃業務に含まれる業務は、次のとおりとする。

- ア 施設清掃業務
- イ 貯水槽、浄化槽等清掃業務
- ウ 害虫駆除業務

(3) 要求水準

ア 業務の実施方針

(ア) 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は関係法令に準拠し厳重に管理すること。

(イ) 作業においては電気、水道及びガスの計画的な節約に努めること。

(ウ) 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。

(エ) 全ての清掃作業担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。

(オ) 業務に使用する資材・消耗品は、すべて品質保証のあるもの（JISマーク商品等）を用いること。なお、トイレトペーパーは再生紙率の高いものを使用すること。

イ 個別業務の要求水準

(ア) 施設清掃業務

業務内容

建物内外の仕上げ面、家具・備品及び屋外施設全面並びに駐車場等を適切な頻度・方法で清掃する。

要求水準

仕上げ材の性質等を考慮しつつ、日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組合せた作業計画を立案・実施し、施設的美観と衛生性を保つこと。特に、多数の観客が利用するエントランスホール等の施設特性に配慮すること。

施設清掃業務の種類

- a 日常清掃：日または週を単位として定期的に行う業務をいい、概ね次のような業務をいう。施設内外の床掃除（掃き、拭き）、ちり払い、手すり清掃、吸殻及びごみ等の処理、衛生消耗品の補充、衛生陶器洗浄、汚物処理、洗面所の清掃並びに屋外施設全面のごみ拾い等
- b 定期清掃：月を単位として定期的に行う業務をいい、概ね次のような業務をいう。施設内外の床洗浄、床ワックス塗布、壁の清掃、金具磨き、ガラスの清掃、マットの清掃、什器備品の清掃、古紙等の搬出
- c 特別清掃：6ヶ月または年を単位として行う定期的な業務と不定期に行う

業務をいい、概ね次のような業務をいう。照明器具及び電気時計の清掃、吹出口及び吸込口の洗浄、外壁及び外部建具の清掃、除草、排水溝及びマンホール等の清掃等

(イ) 貯水槽、浄化槽等清掃業務

業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び水道法等の関係法令に基づき、貯水槽、浄化槽等及びその付属部の清掃・点検及び検査を行う。

要求水準

- a 専門技術者の指導のもとに作業を行うこと。
- b 槽内の作業については、換気等の安全確保に努めること。
- c 汚れた衣類・器具等で施設内を汚さないこと。

(ウ) 害虫駆除業務

業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、ゴキブリ、ダニ、その他の害虫を駆除する。

要求水準

- a 噴霧法、散布法その他の有効と認められる駆除方法を事業者の選択により採用すること。
- b 駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。

7 植栽維持管理業務

(1) 業務の目的

植栽維持管理業務は、敷地内の植栽を適切に保護・育成・処理することにより、豊かで美しい施設内の自然環境を維持することを目的とする。

(2) 業務の対象範囲

植栽維持管理業務の対象範囲は、本事業区域内の植栽及び緑化施設等とする。

(3) 要求水準

ア 業務の実施方針

- (ア) 植栽の維持管理に当たっては、利用者及び通行者の安全に配慮すること。
- (イ) 植物の種類、形状、生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。
- (ウ) 使用薬剤、肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定する。

イ 個別業務の要求水準

(ア) 施肥、灌水、病害虫の防除等

施肥、灌水及び病害虫の防除等を行い、植栽を常に良好な状態に保つこと。

(イ) 剪定、刈り込み、除草等

美観を保ち、利用者及び通行者等の安全を確保するための剪定、刈り込み及び除草等を行う。

(ウ) 養生

強風で折れないような補強や冬の寒さからの保護のための養生を行う。

8 警備業務

(1) 業務の目的

警備業務は、施設の秩序及び規律を維持し、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止することにより、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守ることを目的として実施する。

(2) 業務の対象範囲

警備業務の対象範囲は、建物及び外構を含む本施設の敷地全体とする。

(3) 要求水準

ア 業務の実施方針

(ア) 施設の用途・規模・開館時間・利用状況等を勘案して適切な警備計画を立て、犯罪・災害等の未然防止に努めること。

(イ) 警備業法、消防法、労働安全衛生法等関連法令及び監督官庁の指示等を遵守すること。

(ウ) 必要に応じて警備員への適切な指導・研修を行う体制を整えること。

(エ) 全ての警備員は、厳正な服務規律にのっとり、勤務時間中、職務にふさわしい統一された制服を着用し、利用者に対して公共施設にふさわしい言葉遣いと態度を守り、丁寧に振舞うこと。

イ 警備方法

警備方法は、次のとおりとする。

時間区分	警備方法
）開館時間内	有人警備を基本とし、有人警備と機械警備の組合せも可とする。
）開館時間外	機械警備のみでも可とする。ただし、施設閉館後においても、退館者が近隣の迷惑とならないよう適切な警備を行うこと。

ウ 定位置業務

定められた時間、施設の定位置に常駐し、次の業務を行う。なお、定位置業務に当たる者は、少なくとも同業務に当たっている時間中は巡回業務を兼務してはならない。

(ア) 入退館者の監視・管理

(イ) 不審者の侵入・不審な車両の進入防止

(ウ) 施錠管理

(エ) 鍵の受渡し、保管、及びその記録

- (オ) 文書・物品等の収受及び引継ぎ
- (カ) 拾得物・遺失物の管理及び記録
- (キ) 急病、事故、災害等発生時の対応

エ 巡回業務

定期的に施設内を巡回し、次の業務を行う。

- (ア) 不審者の侵入・不審な車両の進入防止
- (イ) 火の元及び消火器・火災報知器等の点検
- (ウ) 各階各室の戸締り・消灯の確認
- (エ) 放置物の除去等、避難動線の常時確保
- (オ) 不審物の発見・処置
- (カ) 急病、事故、犯罪、災害等発生時及びその他の異常発見時の初期対応

9 環境衛生管理業務（一般諸室）

(1) 業務の目的

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「ビル管理法」という。）に基づいて、施設の環境衛生管理を行う。

(2) 業務内容・要求水準

ア 環境衛生管理技術者の設置

「ビル管理法」に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し、次の業務を実施する。

- (ア) 年間管理計画及び月間管理計画を作成する。
- (イ) 上記計画に従い、環境衛生管理業務の監督を行う。
- (ウ) 上記計画及び臨時に必要と認められた事項について、測定検査及び調整を指導し、または自ら実施して、その結果を評価する。
- (エ) 監督、測定、検査、調査その他の活動によって、特に改善・変更を要すると認められた事項については、具体的にその内容を明らかにした文書を作成し、その都度、総括責任者及び県の担当者に意見を具申する。
- (オ) 管理計画のほか、実施報告書、測定、検査及び調査等の記録並びに評価等に関する書類、関係官公庁等への報告書その他の書類を作成する。
- (カ) 関係官庁の立入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力する。
- (キ) 関係官庁から改善命令を受けたときには、その主旨に基づき、関係する業者に周知するとともに、具体的な改善方法を総括責任者及び県の担当者に具申する。

10 環境衛生管理業務（プール室等）

(1) 業務の目的

「遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省通知）」（以下「プール衛生基準」という。）に基づいて、プール室等の環境衛生管理を行う。

(2) 業務内容・要求水準

ア 環境衛生管理責任者、衛生管理者の設置

「プール衛生基準」に基づき、安全で衛生的な維持管理を確保するために管理責任者、衛生管理者を置くこと。また、衛生管理者は、プールにおける安全、及び衛生についての知識及び技能を有するものを充てること。なお、管理責任者と衛生管理者とを同一の者が兼ねることとしても差し支えない。管理責任者、衛生管理者は、次の業務を実施する。

(ア) 年間管理計画及び月間管理計画を作成する。

(イ) 上記計画に従い、環境衛生管理業務の監督を行う。

(ウ) 上記計画及び臨時に必要と認められた事項について、測定検査及び調整を指導し、または自ら実施して、その結果を評価する。

(エ) 監督、測定、検査、調査その他の活動によって、特に改善・変更を要すると認められた事項については、具体的にその内容を明らかにした文書を作成し、その都度、総括責任者及び県の担当者に意見を具申する。

(オ) 管理計画のほか、プール日誌を作成し、利用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等の記録並びに評価等に関する書類、関係官公庁等への報告書その他の書類を作成する。

(カ) プールに起因する疫病等が発生した場合は、直ちに管轄の保健所に通報し、その指示に従うこと。また、事故発生時には直ちに関係官公庁等に通報するとともに速やかに保健所に報告すること。

(キ) 万一の事故に備えて従業者の訓練を行うとともに、緊急時の連絡、搬送方法を定めたマニュアルを作成しておくこと。また、連携する医療機関を定めておくこと。

(ク) 関係官庁の立入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力する。

(ケ) 関係官庁から改善命令を受けたときには、その主旨に基づき、関係する業者に周知するとともに、具体的な改善方法を総括責任者及び県の担当者に具申する。

イ 衛生管理業務

(ア) 水質の維持管理等の参考にするため、利用者数を常に把握すること。

(イ) 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。

(ウ) 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水に唾液やたん等を吐かせないこと。

(エ) 遊泳者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

(オ) 水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、

清潔にしておくこと。また、不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。

- (カ) 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。なお、飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合には、プールを汚染しないようにさせること。

1 1 環境衛生管理業務（アイススケートリンク等）

(1) 業務の目的

アイススケートリンク等の環境衛生管理を行う。

(2) 業務内容・要求水準

ア 環境衛生管理責任者の設置

安全で衛生的な維持管理を確保するために管理責任者を置くこと。また、管理責任者は、アイススケートリンクにおける安全、及び衛生についての知識及び技能を有するものを充てること。なお、管理責任者は、次の業務を実施する。

- (ア) 年間管理計画及び月間管理計画を作成する。
- (イ) 上記計画に従い、環境衛生管理業務の監督を行う。
- (ウ) 上記計画及び臨時に必要と認められた事項について、測定検査及び調整を指導し、または自ら実施して、その結果を評価する。
- (エ) 監督、測定、検査、調査その他の活動によって、特に改善・変更を要すると認められた事項については、具体的にその内容を明らかにした文書を作成し、その都度、総括責任者及び県の担当者に意見を具申する。
- (オ) 管理計画のほか、実施報告書、測定、検査及び調査等の記録並びに評価等に関する書類等を作成する。
- (カ) 関係官庁の立入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力する。
- (キ) 関係官庁から改善命令を受けたときには、その主旨に基づき、関係する業者に周知するとともに、具体的な改善方法を総括責任者及び県の担当者に具申する。

1 2 修繕業務

(1) 業務の目的

事業者は、事業期間中にわたって施設の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、修繕業務計画書に基づいて、施設全体の修繕を実施する。ここでいう修繕は大規模修繕を除く部分修繕を含む修繕をいう。

(2) 業務の対象範囲

修繕業務の対象範囲は、建築物、建築設備、備品等及び屋外施設とし、各保守管理業

務と一体的に実施するものとする。

(3) 修繕に係る確認

事業者は、施設の修繕を行った場合、修繕・更新箇所について、県の立会いによる確認を受けること。

(4) 修繕に係る書面提出

事業者は、施設の修繕を行った場合、必要に応じて当該修繕を完成図書に反映するとともに、使用した設計図、完成図等の書面を県に提出すること。

(5) 大規模修繕等に係る提案

事業者は、本修繕業務を実施していく中で、大規模修繕並びに施設又は機能の更新の必要性があると想定された時点において、速やかにその旨を県へ通知し、提案すること。

なお、本事業においては、事業期間内での大規模修繕については、業務範囲に含めていない。これは、大規模修繕事態の発生を単純に容認するものではなく、事業者によって整備される本施設の耐久性能が大規模修繕を最大限抑制するものであることを期待していることによる。

1 3 駐車場管理業務

(1) 業務の目的

事業者は、駐車場の性能及び機能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、敷地内の駐車場の各部の点検、保守、補修、更新、修繕等を実施する。

(2) 要求水準

ア 駐車場を機能上、安全上また美観上、適切な状態に保つこと。

イ 部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・判定を行い、迅速に修理・修繕等を行い、部材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態に保つこと。

ウ 重大な破損、事故等が発生し、緊急に対処する必要がある場合の被害拡大防止に備えること。

第 4 施設の運営に係る要求水準

1 総則

(1) 業務の目的

運営業務は、施設の供用開始から事業期間終了までの間、本要求水準書、事業契約書

並びに事業契約締結後に事業者が自ら作成する各種業務計画書に従い、適正かつリーズナブルな施設使用料水準に基づき、良質で魅力的なサービスを提供し、県民等のだれもが安全、快適かつ便利に使用できるようなサービス水準等を保持することを目的とする。

また、本県水泳及びアイススケート競技の中核施設として競技力向上等に資するとともに、各種大会の円滑な開催に資することを目的とする。

なお、本施設は、都市公園施設であるため、都市公園法等の関係法令を遵守して運営業務を行うこと。

(2) 業務の区分

運営業務の区分は、次のとおりとする。

- ア プール施設運営業務
- イ アイススケートリンク施設運営業務
- ウ 健康増進施設運営業務(屋内、屋外とも)
- エ 付帯業務
- オ その他の業務

(3) 業務実施の基本方針

事業者は、次の事項を基本方針として運営業務を実施する。

- ア 関係法令等を遵守し、必要な手続きを行い業務を実施すること。
- イ 施設利用者のニーズに応え、リーズナブルで利便性の高いサービスを提供すること。
- ウ 施設を有効に活用して、さまざまな人々が集い交流できる、スポーツ健康増進施設とし、近隣・周辺地域を含むすべての県民に親しまれる施設とすること。
- エ 創意工夫やノウハウを活用し、効率的かつ合理的な業務実施に努めること。

(4) 総括責任者及び業務責任者

事業者は、運営業務の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者、及び運営業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、業務の開始前に県に届け出る。総括責任者及び業務責任者を変更した場合も同様とする。

(5) 業務担当者

業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。

(6) 施設使用規則

事業者は、施設の貸出及び使用に関する使用規則を定め、施設の開業に先立ち、県の確認を受けること。施設使用規則を変更した場合も同様とする。施設使用規則は、施設において常時配布・閲覧できるようにしておくこと。

(7) 業務計画書

事業者は、毎年度の運営業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、事故・火災等非常時の対応等必要な事項を記載した次に挙げる各業務の業務計画書を県に提出し、県の

承諾を受けること。また、業務計画書は本要求水準書とともに、運営業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する際の確認事項を定めたものとする。

プール施設運営業務計画書

アイススケートリンク施設運営業務計画書

健康増進施設（屋内）運営業務計画書

健康増進施設（屋外）運営業務計画書

付帯事項運営業務計画書

(8) 業務報告書

事業者は、運営業務に関する日報、月報、四半期総括書及び年間総括書を業務報告書として作成し、日報以外を県に提出すること。

(9) 大会開催時の運営業務について

平成18年度ののじぎく兵庫国体をはじめ、県又は県内公共団体等が主催する各種大会開催時の運営業務については、次の事項を基本方針として実施すること。

ア 次に示す期間においては、50mプールの一般利用は不可とする。

平成18年9月上旬から10月下旬までの7週間

イ 次に示す期間においては、25mプールの一般利用は不可とする。

平成18年9月下旬から10月上旬までの1週間及び10月中旬の2週間

ウ 各種大会開催期間中の運営業務は事業者が行うことを前提とする。ただし、通常業務に加えて特別に必要とされる業務については、大会主催者（県又は県内公共団体等）の負担で業務を追加して行う。

2 施設の開館日、開館時間等

(1) 運営開始日

通常時の運営開始日は次のとおりとする。

プール施設 : 平成18年5月 スケートリンクは平成18年11月とする。

健康増進施設(屋内) : 平成18年5月～平成19年6月の範囲内で、事業者が提案し、
県の承認を得た期日。

健康増進施設(屋外) : 平成18年5月～平成19年6月の範囲内で、事業者が提案し、
県の承認を得た期日。

(2) 開館日

原則として、年間310日以上の開館とする。具体的な計画開館日については、事業者の提案を受け県が決定する。また、プール施設における県又は県内公共団体等が主催する各種大会開催日は、毎年、年間25日程度（水泳競技15日、アイススケート競技10日）を予定している（提案時には25日として提案すること。）。具体的な日程については、前年度の12月に事業者と協議し決定する。

下記の事由による場合は、事前に県の下承を得たうえで、施設の一部の利用を制限し、または施設全部を休館とすることができる。

- ア 各種設備機器等の保守点検を行う場合
- イ 修繕計画に基づく修繕等の工事を行う場合
- ウ その他、選定事業者に合理的な理由がある場合

水泳プールからスケートリンクへの転換については、極力時間短縮を図り、利用可能日数を増やすよう努めること。

(3) 施設の開館時間等

施設の開館時間は、原則として次のとおりとするが、別途、県と協議のうえ施設の一部または全部について開館時間を延長することができる。

プール施設 : 午前10時～午後9時の範囲内で事業者の提案による。

アイススケートリンク : 午前10時～午後9時の範囲内で事業者の提案による。

健康増進施設（屋内） : 事業者の提案による。

健康増進施設（屋外） : 事業者の提案による（ナイター可）

なお、各種競技団体よりの一般利用時間外の専用使用の申し出については、可能な限り対応すること。

3 施設使用料等

(1) 施設使用料の設定

ア 事業者は、県が示す「プール施設等使用料金」（別紙8）を参考にするとともに、施設の整備水準、近隣の類似施設等の利用状況を勘案し、下記の施設利用に関する料金を提案すること。なお、本施設は公の施設とすることから、使用料金については、事業者の提案を踏まえ県が条例等により設定するが、その際、運営の柔軟性を持たせるため、金額の上限を設定する等ある程度幅を持たせたものとする。

(ア) プール施設使用料

(イ) アイスリンク使用料

(ウ) 健康増進施設（屋内）使用料

(I) 健康増進施設（屋外）使用料

イ 一部またはセット利用については、一定の減額措置等を考慮すること。

ウ 利用区分における、「平日」・「土日祝日」の区分設定、「午前・午後・夜間」の区分設定、各区分での時間設定等については、利用者の利便性、施設の有効利用等を

考慮して提案すること。また、各利用時間帯の前後に係る時間延長等への対応についても考慮すること。

エ 事業者は、施設の有効利用、利用の促進、利用者の利便性の向上、公共性等を考慮し、各種の割引料金を提案することができる。

(2) 施設使用料等の変更

事業者は、物価の変動、近隣類似施設等の動向を考慮し、県と協議のうえ、施設使用料の変更を提案することができる。その提案を受け県は施設使用料の変更について条例等の見直しを行う。

(3) 国体及び全国障害者スポーツ大会利用時の施設使用料

国体及び全国障害者スポーツ大会開催時の施設使用料については、入札説明書に示す維持管理・運営に係るサービス購入費に係る運営収入としては見込まないものとする。

(4) 国体及び全国障害者スポーツ大会以外の大会利用時の施設使用料

県又は県内公共団体等が主催する各種大会開催時の施設使用料は、利用時間等に応じて、通常利用と同額を利用主体から徴収する。

4 プール施設運営業務

(1) 利用受付業務

プール施設の利用受付体系については、事業者が自らの運営方法、需要の動向、類似施設の状況、現行施設の状況等を勘案し、適切と思われる利用受付体系を設定すること。

(2) 使用料金徴収業務

事業者は、利用者の利便性に配慮して、使用料金の徴収方法を設定すること。

(3) 利用受付関連業務

事業者は、以下の業務を含め、施設利用者等に対して必要な対応を行う。

ア 電話等での各種問い合わせへの対応

イ 見学者への対応

(4) 監視業務

ア 監視員は監視室から、プールの水域をもれなく監視すること。なお、救護員（監視員を充ててもよい。）をプール内、プールサイド又は周辺の適当な位置に相当数配置すること。救護員は、応急救護の訓練を受けた者を充てること。この場合、スイミングクラブの指導者等でプール内又はプールサイドにいる者は救護員とみなして差し支えない。また、プールサイド等の安全確保にも配慮すること。

イ 利用者の注意事項、利用時間、プールの見取り図等を入口その他遊泳者の見やすい

場所に掲示すること。

ウ 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、遊泳をさせないこと。また、単独でプールの利用が困難の者には付添者を求めること。

エ 複数のプールが設置されているなどにより、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、プールサイド等を、利用形態に応じて区画区分して利用させること。

(5) 水質等の環境測定業務

ア プール水管理業務

(ア) プール水は、常に消毒を行うこと。また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。

(イ) 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を以下の水質基準に定める水質に保つこと。また、新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。

水質基準
) 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。
) 濁度は、2度以下であること。
) 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/L以下であること。
) 遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。
) 塩素消毒に代えて二酸化炭素により消毒を行う場合には、二酸化炭素濃度は0.1mg/L以上0.4mg/L以下であること。また、亜塩素酸濃度は1.2mg/L以下であること。
) 大腸菌群は、検出されないこと。
) 一般細菌は、200CFU/mLであること。
) 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2mg/L以下が望ましいこと。

(ウ) プール水の温度は、利用者が快適に利用できるよう適切な水温に管理すること。また、プール水の温度が均一になるよう配慮すること。

イ 水質検査業務

(ア) 遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定(このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましいこと。)を水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム(水温が高めの時期とすること。)を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。また、利用者が多数である場合等汚染負荷量が高い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

(イ) 上記の水質検査の結果が水質基準に達しない場合には、以下の措置を講ずること。水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の

方法により速やかに改善を図ること。一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

遊離残留塩素濃度が 0.4mg/L を下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を 0.4mg/L 以上としてから遊泳を開始すること。

大腸菌群が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が 0.4mg/L を下回った場合には の措置を講ずること。また、0.4mg/L 以上であった場合には、大腸菌群の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。

二酸化塩素を消毒に用いる場合の 及び の適用については、「塩素剤」を「二酸化炭素」と、「0.4mg/L」を「0.1mg/L」と読み替えるものとする。この場合において二酸化炭素濃度が 0.4mg/L を超えたとき又は亜塩素酸濃度が 1.2mg/L を超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

(ウ) 水質検査の試料採水地点は、矩形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置 3 箇所以上の水面下 20cm 及び循環ろ過装置の取入口付近を原則とすること。その他のプールではこれに準じ、プールの形状に応じた適切な地点とすること。

(6) 運動プログラム作成、運動指導、スポーツ教室等の運営業務

ア プール室を活用して利用者がスポーツを親しみ、楽しみながら健康増進を図れ、また、技術力、競技力向上が図れるような魅力的な企画を提案し、県の承諾を得て実施すること。

イ 必要に応じ指導員他の専門技能保有者を適切に配置し、快適で質の高いサービスを提供すること。

(7) その他の業務

事業者は、当日の施設利用状況や催事情報を知らせる案内表示システムにより、施設利用の利便性に配慮した情報提供の仕組みを確保し、適切に運営すること。

5 アイススケートリンク施設運営業務

(1) 利用受付業務

アイススケート施設の利用受付体系については、事業者が自らの運営方法、需要の動向、類似施設の状況、現行施設の状況等を勘案し、適切と思われる利用受付体系を設定すること。

(2) 使用料金徴収業務

事業者は、利用者の利便性に配慮して、使用料金の徴収方法を設定すること。

(3) 運動プログラム作成、運動指導、スポーツ教室等の運営業務

ア アイススケートリンクを活用して利用者がスポーツを親しみ、楽しみながら健康増進を図れ、また、技術力、競技力向上が図れるような魅力的な企画を提案し、県の承諾を得て実施すること。

イ 必要に応じ指導員他の専門技能保有者を適切に配置し、快適で質の高いサービスを提供すること。

(4) その他の業務

事業者は、当日の施設利用状況や催事情報を知らせる案内表示システムにより、施設利用の利便性に配慮した情報提供の仕組みを確保し、適切に運営すること。

また、施設利用者の安全監視には十分配慮すること。

6 健康増進施設(屋内)運営業務

(1) 利用受付業務

健康増進施設(屋内)の利用受付体系については、事業者が自らの運営方法、需要の動向、類似施設の状況、現行施設の状況等を勘案し、適切と思われる利用受付体系を設定すること。

(2) 使用料金徴収業務

事業者は、利用者の利便性に配慮して、使用料金の徴収方法を設定すること。

(3) 運動プログラム作成、運動指導、スポーツ教室等の運営業務

ア 提案施設を活用して利用者がスポーツを親しみ、楽しみながら健康増進を図れる、また、体力、競技力向上が図れるような魅力的な企画を提案し、県の承諾を得て実施すること。

イ 必要に応じ指導員他の専門技能保有者を適切に配置し、快適で質の高いサービスを提供すること。

(4) その他の業務

事業者は、当日の施設利用状況や催事情報を知らせる案内表示システムにより、施設利用の利便性に配慮した情報提供の仕組みを確保し、適切に運営すること。

また、施設利用者の安全監視には十分配慮すること。

7 健康増進施設（屋外）運營業務

(1) 利用受付業務

健康増進施設（屋外）の利用受付体系については、事業者が自らの運営方法、需要の動向、類似施設の状況、現行施設の状況等を勘案し、適切と思われる利用受付体系を設定すること。

(2) 使用料金徴収業務

事業者は、利用者の利便性に配慮して、使用料金の徴収方法を設定すること。

(3) 運動プログラム作成、運動指導、スポーツ教室等の運營業務

ア 施設を活用して利用者がスポーツを親しみ、楽しみながら健康増進を図れるような魅力的な企画を提案し、県の承諾を得て実施すること。

イ 必要に応じ指導員他の専門技能保有者を適切に配置し、快適で質の高いサービスを提供すること。

(4) その他の業務

事業者は、当日の施設利用状況や催事情報を知らせる案内表示システムにより、施設利用の利便性に配慮した情報提供の仕組みを確保し、適切に運営すること。

また、施設利用者の安全監視には十分配慮すること。

8 付帯業務

本施設の利用者の利便性向上を目的とする利用者輸送に関する運営及び敷地内駐車場の運営は、本事業に含むものとする。

(1) 利用者輸送車両の運営

事業者は、本施設の利用者の利便性向上を目的とする利用者輸送車両の導入計画を立案しその運営を行うこととする。

(2) 駐車場の運営

事業者は、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう駐車場の運営を行うこととする。

9 その他の業務

(1) 急病等への対応

事業者は、本施設の利用者、来館者等の急な病気、けが等に対応できるよう、事務室等に簡易な薬品等の用意を行うとともに、緊急時には的確な対応を行う。

(2) 災害時の対応

事業者は、災害時等に、県が緊急に避難場所として本施設を使用する必要があるときは、県の指示により、優先して避難者等を受け入れることとする。なお、これに要した費用は県が負担する。

(3) 利用者ニーズの反映

事業者は、以下の方法等により、施設利用者の意見・要望等の聴取を行うなど、施設運営への利用者ニーズの反映に努めなければならない。

ア 施設内に利用者の意見・要望を収集する設備を設置する。

イ 施設利用申込時等において、意見・要望を収集する帳票等を備える。

別紙 1 個々施設の供用時期・役割分担等

1 プール施設

凡例： は必要な施設を示す

	通常時	国体等各 種水泳大 会時	備 考
<メインプール施設>			
メインプール室			夏季以外スケートリンクとして供用
採暖室			
器具庫			
スケートリンク備品庫			
監視員室			
選手控室			通常は会議・研修室等として利用
救護室			通常は医務室として利用
検査室			ドーピング検査用
放送室			
記録室			通常は会議室等に利用
役員室			通常は会議室等に利用
倉庫			
貴賓室			通常は会議室等に利用
貸靴室			
観客席			常設1500席以上、大会時2000席
便所			
<サブプール施設>			
サブプール室			
採暖室			
選手控室			通常時ギャラリー等として利用
器具庫			
監視員室			
観客席			常設300席
便所			
<選手・利用者供用施設>			
更衣室・ロッカー室			
多目的更衣室			身障者及び高齢者等弱者対応
シャワー室			
<一般供用施設>			
エントランスホール			
ギャラリー			ただし、国体開催時は除く
便所			
公衆電話室			
階段			
E V室			

通常時には、アイススケートリンク使用時を含む。

	通常時	国体等各種水泳大会時	備考
<管理施設>			
事務室			湯沸室、控室含む。館長室は独立室としてもよい。
会議・研修室			大会時、記録室、役員室、貴賓控室等として利用。
多目的室			〃
<その他施設>			
冷凍機械室			
設備機械室			
氷上整備車庫			
配管管廊			

通常時には、アイススケートリンク使用時を含む。

2 健康増進施設（事業者の自由提案、下記の各施設はあくまでも例示である）

	通常時	国体等各種水泳大会時	備考
<屋内施設>			
温浴施設			プール施設との合築可能
宿泊施設			〃
トレーニング室			〃
フィットネスジム			〃
レストラン			〃
売店			〃
その他提案による			〃
<屋外施設>			
フットサルコート			
3on3バスケットコート			
インラインスケート場			
スケートボード場			
クライミングウォール			
屋外プール			
グラウンドゴルフ・パークゴルフ			
その他提案による			

所要施設

<< プール施設 >>

< メインプール施設 >

夏季：50mプール、8コース
2000席
他季：アイススケートリンク

< サブプール施設 >

25mプール、14コース
可動床、温水、300席

< その他施設 >

- ・ 更衣室
- ・ シャワー室
- ・ 会議室
- ・ その他

< 健康増進施設（屋内） >

【事業者の自由提案】

- ・ 温浴施設
- ・ トレーニングルーム
- ・ レストラン・売店
- ・ その他

< 健康増進施設（屋外） >

【事業者の自由提案】

- ・ フットサルコート
- ・ インラインホッケー
- ・ インラインスケート
- ・ 3on3 バスケットコート
- ・ その他

屋内

屋外

図 各施設の構成

注) 健康増進施設の各施設はあくまでも例示である。

別紙2 備品リスト

リスト記載の備品のうち、メーカー製品については、同等品以上であれば可とする

1. 50M競泳用、公認取得に必要とする備品

No	区分	品名	仕様	数量
1	競泳	スタート台	リレーセンサー及びスピーカー付	20
2	競泳	スタート台運搬車	4台用	5
3	競泳	電子スタート音発生装置		2
4	競泳	タッチ板	W2500M/M	20
5	競泳	タッチ板収納台車	10枚用	2
6	競泳	コースロープ	50M×150 M/M (10コース:11本+予備2本)	13
7	競泳	バサロマーク	50M×150 用(オレンジ)	26
8	競泳	コースロープ巻取器	H1480XW1730M/M	13
9	競泳	巻取器専用カバー	79006用	13
10	競泳	背泳用標識	SUS304 48.6 4本1セット アンカー4ヶ	1
11	競泳	背泳用三角旗	50M用・2本1セット	1
12	競泳	フライング用標識(落下装置付)	SUS304 48.6 2本1セット アンカー2ヶ	2
13	競泳	フライング用ロープ	6 30Mロープ	2

上記のうち、1、2、4、5は、25mプールと共用も可とする。

2. 50M競泳用、大会運営及びプール管理における備品

No	区分	品名	仕様	数量
1	競泳	スポーツタイマー	2針計 ステンレス脚付 900X900X5M/M	4
2	競泳	スターター台	W800×D800×H1100M/M アルミ製	2
3	競泳	表彰台(1位~3位)	W7200×D600×H600M/M アルミ製フレーム	1
4	競泳	表彰台(4位~6位)	W7200×D600×H200M/M アルミ製フレーム	1
5	競泳	イス(選手・役員用)	W590×D560×SH400・H790M/M	70
6	競泳	招集用ベンチ	W1700×D450×SH400M/M	40
7	競泳	脱衣カゴ	W540×D420×H820M/M アルミ製オリタタミ式	40
8	競泳	ハンドマイク	出力6W~10W	10
9	競泳	ストップウォッチ	スプリット・ラップ・トータルタイム	20
10	競泳	ホイッスル	単管笛・ニッケルメッキ	10
11	競泳	モクヘリン	120 M/M 真鍮製	10
12	競泳	長距離用回数表示ボード	W300X500M/M 8枚1セット	10

5のイスのうち、選手用20は水に濡れても良いものとする。

3. シンクロナイズド・スイミング競技（50Mプール）に必要とする備品

No	区分	品名	仕様	数量
1	シンクロ	飛込み・シンクロ兼審判台	ステンレス製 記録台付	10
2	シンクロ	飛込み・シンクロフラッシュカード	7個1組	10
3	シンクロ	水中スピーカーシステム	フルシステム	1
4	シンクロ	競技役員用テーブル		5
5	シンクロ	競技役員用チェア		15
6	シンクロ	得点表示装置	1式	1
7	シンクロ	スタートステージ		1

3の水中スピーカーシステムは、25mプールにも利用できるものとする。

4. 25M競泳用、公認取得に必要とする備品

No	区分	品名	仕様	数量
1	競泳	スタート台	リレーセンサー及びスピーカー付	28
2	競泳	スタート台運搬車	4台用	7
3	競泳	電子スタート音発生装置		1
4	競泳	タッチ板	W2500M/M	28
5	競泳	タッチ板収納台車	10枚用	3
6	競泳	コースロープ	25M×150 M/M (14コ-λ: 15本+予備2本)	17
7	競泳	バサロマーク	50M×150 用(オレンジ)	17
8	競泳	コースロープ巻取器	H1480XW1730M/M	8
9	競泳	巻取器専用カバー	79006用	8
10	競泳	背泳用標識	SUS304 48.6 4本1セット アンカー4ヶ	1
11	競泳	背泳用三角旗	25M用・2本1セット	1
12	競泳	フライング用標識(落下装置付)	SUS304 2本1セット アンカー2ヶ	2
13	競泳	フライング用ロープ	20Mロープ	2

5. 25M競泳用、大会運営及びプール管理における備品

No	区分	品名	仕様	数量
1	競泳	プールカバーシート	PEシート+発砲ポリエチレンクロス 2.5×26M	14
2	競泳	プールカバーシート巻取器	ステンレス製	1

6. 水球競技（25Mプール）に必要とする備品

No	区分	品名	仕様	数量
1	水球	水球ゴール	ゴール・ネット各1対	1
2	水球	ゴールジャッジ旗	2本1組	2
3	水球	セクレタリー旗	3本1組	2
4	水球	水球用得点板		2
5	水球	センタリング装置	床置きウエイト式	1
6	水球	ボールスタンド	オールステンレス製 2個用	4
7	水球	パーソナルファール表示板		2
8	水球	水球用フィールドロープ	公認用 フロート110 使用	1
9	水球	フィールドロープ巻取器	110 用	4
10	水球	フィールドロープ巻取器カバー	78019 用	4
11	水球	標識ブイまたはマーカーコーン	2個1組	9
11	水球	水球用ボールかご		2
12	水球	水球審判台（高さ切替え式）	W2000×D1000×H400.600M/M（2段階切替式）	32
13	水球	審判台用滑り止めマット	筋入りゴムマット 厚さ3M/M	64
14	水球	水球用帽子	イヤーガード付 26枚1セット	2
15	水球	ジュリー用審判台	テーブル付 W1000×D1320×H1650M/M	2
16	水球	水球用タイマー装置	7分計2台・35秒計4台・操作BOX2台・ケーブル付	1
17	水球	監督・コーチ・選手控えベンチ	W1700×D450×SH400M/M アルミ製	8
18	水球	ボール用圧力計	ブルドン管式・耐震用設計	2
19	水球	ポスト	H650M/M 赤・黄・緑	12
20	水球	水球用タイムアウト請求器	タイムアウト請求の報知及び表示機能	1
21	水球	水球用タイムアウト表示器	スタート、ストップ、リセット機能	1
22	水球	審判笛		1
23	水球	ボール	公式競技用	50

7. 清掃用に必要とする備品

No	区分	品名	仕様	数量
1	清掃	全自動プールロボット	タイマー付 40Mコード付 AC100V	2
2	清掃	プールロボット用手押し車	アルミ製	2
3	清掃	乾湿両用掃除機	電圧 100V 消費電力 1200W	2
4	清掃	高圧洗浄機	ワゴン キャスター付	2
5	清掃	クリーンネット A-2	長さ 2250M/M	4
6	清掃	クリーンネット B-2	長さ 2350M/M	4
7	清掃	デッキブラシ	巾 173M/M 柄長さ 1320M/M	10
8	清掃	ドライヤー	巾 400M/M 柄長さ 1385M/M	10
9	清掃	モップハンガー	W960 × D460 × H1400M/M	2
10	清掃	スパバキューム	伸ばした時 230CM 重さ 700 g	2
11	清掃	ホースリールセット	カート付 50Mホース付	2
12	清掃	電気ポリシャー	トーロンブラシ付 12型 AC100V	2

8. プール衛生管理に必要とする備品

No	区分	品名	仕様	数量
1	測定	残留塩素測定器	(DBD法)	2
2	測定	水質検査機	DBD/ph測定	2
3	測定	水温計	ステンレス枠付き	3
4	測定	水温計(替え芯)	交換用	5
5	測定	丸型温湿度計	丸型 300M/M	3
6	測定	監視台	W1180 × D1500 × SH1800 × H2265M/M	4
7	測定	救命リングブイ	外径 500 × 内径 300M/M	4
8	測定	救急用ポータブル酸素吸入器	W490 × H230 × D130M/M	2

9. 救急及び安全面に必要とする備品

No	区分	品名	仕様	数量
1	救急	アクアキャリア	W2000 × D600M/M 搭載重量：最大 100KG	3
2	救急	医務用ベッド	W750 × L180 × H500M/M	2
3	救急	医務用マクラ	合成皮革使用 90 × 90 × 330M/M	2
4	救急	救急バッグ	必需品薬一式	2
5	救急	連結用スクリーン	W2700 × H1800M/M	2
6	救急	炭酸ガス測定器	50M1用ストッパー付 重さ 300 g	1
7	救急	検知管	10本入り	1
8	救急	全自動血圧計	専用架台・イス(エア付)付き	4

10. アイスホッケー備品リスト

No	区分	品名	仕様	数量
1	アイスホッケー	フェンスボード	氷面より上 h = 1.20m	1式
2	アイスホッケー	オーバーフェンス	ゴール裏～コーナー：h = 1.60～2.00m、 サイド：h = 0.80～1.00m	1式
3	アイスホッケー	プレイヤーズベンチ	各チーム28人収容（選手23人とオフィシャル5人）	2個
4	アイスホッケー	オフィシャルボックス	審判 3人、アナウンサー 5～8人を収容	1個
5	アイスホッケー	ペナルティーボックス	5人収容	2個
6	アイスホッケー	ゴールジャッジボックス	1人収容	2個
7	アイスホッケー	ドクターズベンチ	w = 3000程度	1個
8	アイスホッケー	ホッケーゴール（ネット付）D型		1セット
9	アイスホッケー	ゴール台		1セット
10	アイスホッケー	得点盤	4m x 1m	1基
11	アイスホッケー	バーマライン		1セット
12	アイスホッケー	ステックラック		4台
13	アイスホッケー	大型ロッカー	2個口/1台	20台

11. ショートトラック備品リスト

No	区分	品名	仕様	数量
1	ショートトラック	安全防護マット		100体
2	ショートトラック	マット収容台車		10台
3	ショートトラック	最終回数通知盤		1ヶ
4	ショートトラック	ブロック	I S U規格品ゴム製クロ	20ヶ

12. 管理備品リスト

No	区分	品名	仕様	数量
1	アイス管理	氷温計		1台
2	アイス管理	ハンドドリル		1ヶ
3	アイス管理	水押し（ラバー付）		5台
4	アイス管理	キサギ		2本
5	アイス管理	ラッセル		3台
6	アイス管理	水切り		5本
7	アイス管理	パワーエッジャー		1台
8	アイス管理	スノースコップ		4本

13. 貸靴備品リスト

No	区分	品名	仕様	数量
1	貸靴	スケートレンタルシューズ	PVC フィギュア	1,300 足
2	貸靴	スケートレンタルシューズ	ホッケープロタイプ	200 足
3	貸靴	収納ラック	210 足用	8 台
4	貸靴	研磨機	デュプリ半自動型	1 台
5	貸靴	シューズメンテナンスキット		1 台
6	貸靴	スタンプセット	貸・返	5 セット

別紙 3 実施設計完了時の提出図書類

建築		電気設備		機械設備(給排水・衛生・空調)	
設計書類					
1 環境適応建築物定性・定量評価シート(建築・電気・機械)					
2 省エネルギー計算書(PAL・CECの算定)					
3 防災計画協議書		3 照明計算書		3 給水量、給湯負荷等の計算書	
4 構造計算書		4 電圧降下計算書(幹線・動力・電灯・その他回路)		4 電気室、発電機室及びエレベーター機械室の放熱量の計算書	
5 内訳書		5 負荷設備容量集計表		5 熱負荷計算書	
6 見積書及び見積比較表		6 自家発電設備関係計算書		6 環境負荷低減システムの検討書	
7 積算数量書及び数量算出書		7 直流電源設備容量決定計算書		7 システム決定の為のライフライン比較	
8 官公庁協議・打合せ記録書		8 遮断容量、線地絡電流計算書		8 その他機械設備設計計算書	
9 外観パース2枚 A2判		9 その他電気設備設計計算書		9 内訳書	
10 内観パース3枚 A2判		10 内訳書		10 見積書及び見積比較表	
11 完成模型(縮尺1・300)		11 見積書及び見積比較表		11 積算数量書及び数量算出書	
		12 積算数量書及び数量算出書		12 官公庁協議・打合せ記録書	
		13 官公庁協議・打合せ記録書			
図面関係					
1 図面リスト		1 図面リスト		1 図面リスト	
2 工事概要書		2 工事概要・特記仕様書		2 工事概要・特記仕様書	
3 特記仕様書		3 配置図		3 配置図(柵リスト、メーター装置)	
4 外部仕上げ表		4 受変電設備単線結線図		4 衛生設備機器表・器具表	
5 内部仕上げ表		5 受変電設備ブロック図、外形図		5 衛生設備系統図	
6 付近見取り図		6 電気室機器配置図		6 衛生設備各階平面図	
7 現況図		7 発電機設備配置図		7 衛生設備平面詳細図	
8 配置図		8 発電機設備 配管、ルート、仕様書		8 消火設備系統図	
9 敷地求積図		9 直流電源装置・結線図・仕様他		9 消火設備各階平面図	
10 建物求積図		10 幹線設備 系統図		10 空調調和設備機器表	
11 各階平面図		11 幹線リスト・配線リスト		11 空調調和設備ダクト系統図	
12 各立面図		12 防災センター関連配置図		12 空調調和設備制気口リスト	
13 断面図		13 中央監視設備図		13 空調調和設備各階平面図	
14 矩形図		14 動力代表結線図		14 空調調和設備機械室詳細図	
15 平面詳細図		15 動力制御盤リスト		15 空調調和設備熱源・配管系統図	
16 展開図		16 電灯分電盤リスト		16 空調調和設備各階平面図	
17 天井伏図		17 幹線・動力設備各階平面図		17 空調調和設備自動制御詳細図	
18 床仕上伏図		18 コンセント・電灯設備各階平面図		18 排煙設備系統図	
19 建具配置図		19 非常照明・誘導灯設備各階平面図		19 排煙設備各階平面図	
20 建具リスト		20 照明器具姿図		20 特殊設備(プール、アイススケート)関連図	
21 建具詳細図		21 照明他器具天井割付図		21 厨房設備機器表・器具表	
22 特殊機器(プール、スケート、稼働床関連)詳細図		22 弱電設備系統図		22 厨房設備平面詳細図	
23 各部詳細図		23 弱電設備各階平面図		23 その他必要図面	
24 EV・エスカレーター図		24 弱電設備姿図			
25 サイン計画図・意匠図		25 防災設備系統図・システム図			
26 家具(観覧席も含む)詳細図		26 防災設備各階平面図			
27 雨水計画図		27 避雷針設備関連図			
28 外構図		28 駐車場管制設備関連図			
29 外構詳細図		29 特殊機器(映像・プール・アイススケート)関連図			
30 植栽計画図		30 屋外外灯他関連図			
31 構造図		31 昇降機設備図			
32 仮設計画図		32 その他必要図面			
33 その他必要図面					

別紙 4 工事着手時の提出図書類

図面及び図書名	サイズ	部数	備考
実施工程表及び総合施工計画書	A1,A3	3部	仮設、関連工事も含み、受電、引き込み検査等を記入する。
総合計画予定表(発注、工場製作、搬入、施工図)	A4	3部	
総合図、施工図作成工程表	A3	3部	建築、電気、機械毎に分類のこと
請負契約書	A4	3部	写し(現場)
同上内訳明細書	A4	3部	写し(現場)
総合出来高予定表(請求額とその時期)	A4	3部	建築、電気、機械毎に分類のこと
着工前現況写真		1部	
設計図書	A1	5部	建築、電気、機械毎に分類のこと
同上原図	A1	1部	建築、電気、機械毎に分類のこと
設計図書の縮小版	A3	5部	建築、電気、機械毎に分類のこと
同上原図	A3	1部	建築、電気、機械毎に分類のこと
官公庁申請届一覧表	A4	2部	1部は写し
工事施工計画及び下請人等通知書	A4	2部	兵庫県指定様式による。
現場代理人・主任技術者略歴書	A4	2部	兵庫県指定様式による。
産業廃棄物処理計画書	A4	2部	兵庫県指定様式による。
使用機器及び使用材料承認願	A4	2部	兵庫県指定様式による。
計画通知及び許可書	A4	1部	兵庫県指定様式による。
解体工事に要する費用等に関する書面	A4	2部	兵庫県指定様式による。
工事カルテ	A4	1部	

別紙 5 建設期間中の提出図書類

図面及び図書名	サイズ	部数	備考
工事日報	A3	2部	
月間又は週間工程表	A3	2部	
施工計画・同要領書	A3	2部	建築、電気、機械毎に分類のこと
施工図	A1	1部	
機器製作図	A1他	1部	
試験検査記録簿	A4	2部	建築、電気、機械毎に分類のこと
打合せ記録簿	A4	1部	
工事出来高調書	A4	2部	建築、電気、機械毎に分類のこと
設計変更等図面及び変更承認願	A1,A4	2部	建築、電気、機械毎に分類のこと
使用機器及び使用材料承認願	A4	2部	兵庫県指定様式による。
損害保険写し(火災・建築)		2部	

別紙6 竣工に伴う提出図書類

提出書類名	サイズ及び形状	建築	電気設備	機械設備(給排水・衛生・空調)
竣工図	二つ折製本(A2)	2	2	2
	同上金文字製本(A2)	1	1	1
	同上第2原図	1	1	1
	二つ折製本(A3縮小)	2	2	2
	同上第2原図	1	1	1
	CADデータ	1	1	1
施工図	二つ折製本(A2)	1	1	1
	二つ折製本(A3縮小)	1	1	1
	CADデータ	1	1	1
工事中写真	写真	1	1	1
	デジタルデータ	1	1	1
竣工写真(建築写真専門家による)	アルバム(A4)	2	2	2
	台紙貼り(A4)	1	1	1
	カラースライド	1	1	1
	CD-ROMデータ	1	1	1
竣工引渡書類一覧	A4	2	2	2
取扱い説明書	A4	1	1	1
工事中の試験記録、性能表		1	1	1
協力業者リスト		2	2	2
使用材料並びに品番		2	2	2
官公庁提出書類及び許可・完了・検査済等		1		
完成届	県指定様式(A4)	2	2	2
請求書	県指定様式(A4)	2	2	2
公有財産受渡書	県指定様式(A4)	2	2	2
引渡書	県指定様式(A4)	2	2	2

別紙7 本事業において想定される大規模修繕（例示）

本事業において想定される大規模修繕（例示）

項目	内容
外装修繕	外壁タイルの全面張替え、クラック補修、漏水補修、全面サッシ取替え等、建物外壁に全面的に足場をかけての補修を行う。
屋根材張替え、防水補修	金属屋根のさび等の発生等による、老朽化に対する屋根全面張替え。防水層の浮、はがれによる既存防水を撤去しての新たな全面防水工事及びシンダーコンクリート施工。
プール水槽補修	既存タイルの老朽化によって全面的に撤去し、下地から補修、防水を行いタイルを張り替える。
可動床の機械改修	可動床機械の老朽化に伴う、機械の全面入れ替え。
電光表示板の取替え	電光表示板の老朽化に伴う、機器の全面取り替え。
空調機器の機器改修	空調機器の老朽化に伴う、室外機、室内空調機器、配管、換気設備の全面改修。
ろ過装置機器全面改修	プールろ過装置の全面取替えを行う。装置取替えに関しては配管取替えも行う。プール水槽補修時に同時施工する場合がある（ろ材交換は除く）。
熱源設備全面改修	温水プール熱源設備機器の取替えを行う。機器取替え時は、配管取替え、冷却装置の取替えも行う（部分改修は除く）。

第1「総則」の3の(4)「大規模修繕について」の趣旨を十分考慮して維持管理業務を提案すること。

上記の大規模修繕は、本事業の事業範囲外とする。（ただし、事業者が毎年提出する年次修繕計画書にて、その必要性など具体的提案を行うこと。）

別紙 8 プール施設等使用料金

1 兵庫県立健康センター

開館時間と休館日

- ・開館時間 9:00～21:00
- ・休館日 月曜日・年末年始

使用料金

(1)個人利用

区 分	当日券	回数券 (11回、1年有効)	定期券 (3ヶ月有効)
プール	一般 700円 中学生以下 350円	一般 7,000円 中学生以下 3,500円	一般 12,800円 中学生以下 6,300円
体育ホール	一般 300円 中学生以下 150円	-	-
フィットネスルーム	一般 650円	一般 6,500円	一般 11,700円
ウォーキングデッキ	一般 300円 中学生以下 150円	一般 3,000円 中学生以下 1,500円	一般 5,400円 中学生以下 2,700円
サウナ・浴室	一般 650円 中学生以下 320円	一般 6,500円 中学生以下 3,250円	-

*中学生以下はフィットネスルーム、サウナを利用できません

(2)専用利用

区 分	午前 (9:15～12:15)	午後 (13:00～16:30)	夜間 (17:30～20:30)
プール(1コース)	5,200円	6,100円	7,500円
体育ホール(半面)	4,000円	4,700円	6,200円
研修室	4,900円	7,000円	7,600円
栄養実習室	5,400円	7,600円	8,200円
特別会議室	4,300円	6,300円	7,100円

(3)セット割引券(当日のみ利用可能)

プール・フィットネスルーム・サウナ	一般	1,600円	プール・ウォーキングデッキ	一般 中学生以下	800円 400円
プール・フィットネスルーム	一般	1,150円	フィットネスルーム・サウナ	一般	1,100円
プール・サウナ	一般 中学生以下	1,150円 570円	ウォーキングデッキ・サウナ	一般 中学生以下	800円 400円

その他の料金 コインロッカー 100円

2 兵庫県立文化体育館

開館時間と休館日

- ・開館時間 9:00～21:00
- ・休館日 月曜日・年末年始

使用料金

(1)個人利用

区 分	午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (18:00～21:00)
体育室		1人1回 300円 高校生以下 150円	
柔道・剣道場		1人1回 300円 高校生以下 150円	
多目的室		1人1回 300円 高校生以下 150円	
プール		1人1回 700円 高校生以下 350円	
トレーニング室		1人1回 650円 高校生以下 320円	

* 心身障害者は定額の半額

* 回数券あり

(2)専用利用

区 分	午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (18:00～21:00)
体育室	7,100円	9,500円	10,700円
柔道場	3,000円	4,000円	4,500円
剣道場	3,000円	4,000円	4,500円
多目的室	5,400円	7,200円	8,200円
小ホール	6,900円	9,100円	10,300円
特別会議室	3,700円	5,000円	5,500円
会議室	A	3,900円	5,100円
	B	2,200円	2,800円
和室会議室	2,600円	3,600円	4,000円
研修室	A	5,400円	7,200円
	B	6,600円	8,400円
	C	5,400円	7,200円
創作室	2,200円	2,800円	3,300円
プール(1コース)	5,100円	6,900円	7,700円

* 営業行為に使用する場合は定額の2倍

* 高校生以下の体育室、柔・剣道場、多目的室利用は定額の50%

* 心身障害者が使用する場合は定額の70%

(3)多目的ホール専用利用（体育・スポーツ活動等に利用する場合）

区 分			午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (18:00～21:00)	
入場料 を徴収 しない 場合	営業行 為以外 の利用	全部利用	31,800 円	42,400 円	47,800 円	
		一部利用 (2 階のみ)	11,300 円	15,000 円	17,000 円	
	営業行 為での 利用	土・日曜日 休日	129,100 円	172,200 円	193,700 円	
		平日	107,600 円	143,500 円	161,500 円	
入場料 を徴収 する場 合	営業行 為以外 の利用	全 部 利 用	土・日曜日 休日	57,200 円	76,300 円	85,900 円
			平日	47,700 円	63,600 円	71,500 円
		一 部 利 用	土・日曜日 休日	20,200 円	27,100 円	30,300 円
			平日	16,800 円	22,500 円	25,300 円
	営業行 為での 利用	土・日曜日 休日	193,700 円	258,300 円	290,600 円	
		平日	161,400 円	215,200 円	242,100 円	

3 兵庫県立円山川公苑

利用時間と休苑日

- ・利用期間 プール：7月中旬～8月末、スケートリンク：11月下旬～3月中旬
ボートヤード：3月下旬～11月下旬
- ・利用時間 プール 9:00～19:00、スケート 9:00～21:00、ボートヤード 9:00～17:00
- ・休苑日 月曜日（ただし、夏・冬休み期間は無休）、年末年始

使用料金

(1)個人利用

区 分			大人	小人
プール		1 日につき	500 円	250 円
スケート			700 円	350 円
ボ ー ト ヤ ー ド	カッター	1 艇 1 時間 につき	1,800 円	900 円
	カヌー		600 円	300 円
	カヤック		450 円	225 円
	シングルスカル		550 円	275 円
	ボート		1,500 円	750 円

(2) 団体利用

区 分	(9:00～ 12:00)	(13:00～ 17:00)	(18:00～ 21:00)	(9:00～ 17:00)	(13:00～ 21:00)	(9:00～ 21:00)
会議室	2,000 円	3,300 円	3,000 円	5,300 円	6,300 円	8,300 円
プール (1コース)	2,400 円	3,900 円	3,500 円	6,300 円	7,400 円	9,800 円
スケート	1 時間につき 10,000 円					
美術 館	大展示室	1 日につき 9,000 円				
	小展示室	1 日につき 3,000 円				

* 入場料等を徴収する場合、上記の金額の 1.5 倍

* 営業行為を伴う利用の場合上記の金額の 2 倍

4 神戸市立ポートアイランドスポーツセンター

(1) 個人利用

① プール

営業期間 50m プール：6 月中旬～9 月上旬、25m 温水プール：一年中営業

営業時間 平 日 AM 12:00～PM 8:00
土 曜 日 AM 10:00～PM 8:00
日曜日・祝日 AM 9:30～PM 5:15
年 末 年 始 AM 9:30～PM 5:15

定休日 毎週水曜日（祝日のとき翌日休業）、12 月 30 日・31 日・1 月 1 日

料 金（フリータイム）

区分	個人	30 人以上	50 人以上	100 人以上
一般（高校生以上）	600 円	420 円	360 円	300 円
中学生以下	300 円	210 円	180 円	150 円

親子割引・回数券があります。 団体割引は 50m プールのみです。

② スケート

営業期間 10 月下旬～翌年 4 月上旬

営業時間 平 日 AM 10:00～PM 8:00
土 曜 日 AM 9:30～PM 8:00
日曜日・祝日 AM 9:30～PM 5:15
年 末 年 始 AM 9:30～PM 5:15

定休日 毎週水曜日（祝日のとき翌日休業） 冬・春休み期間営業

12月30日・31日・1月1日

料 金（フリータイム）

区分	個人	30人以上	50人以上	100人以上
一般（高校生以上）	1,300円	910円	780円	650円
中学生以下	700円	490円	420円	350円

貸靴 1足 300円 親子割引・回数券があります。

(2)専用利用

利用種目 - 競泳、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、フィギュア、スピード、ホッケー

使用区分		使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間超過 使用 [1時間につき]
			9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00	
競技場	50mプール	アマチュアのスポーツに係る競技会・練習会に使用する場合〔A〕	円	円	円	円	円	円	円
		その他の目的に使用する場合〔B〕	74,800	74,800	74,800	149,600	149,600	224,400	28,050
	メインリンク	〔A〕の場合	79,200	79,200	79,200	158,400	158,400	237,600	29,700
		〔B〕の場合	506,000	506,000	506,000	1,012,000	1,012,000	1,518,000	189,750
25m温水プール	〔A〕の場合	40,800	40,800	40,800	81,600	81,600	122,400	15,300	
	〔B〕の場合	253,000	253,000	253,000	506,000	506,000	759,000	94,880	
飛込みプール・サブリンク	〔A〕の場合	1時間につき 6,600円							9,900
	〔B〕の場合	1時間につき 39,600円							59,400
会議室		1時間につき 450円							680

土・日・祝日に使用する場合は2割増になります。

別添資料（位置図、位置図）

《位置図》



